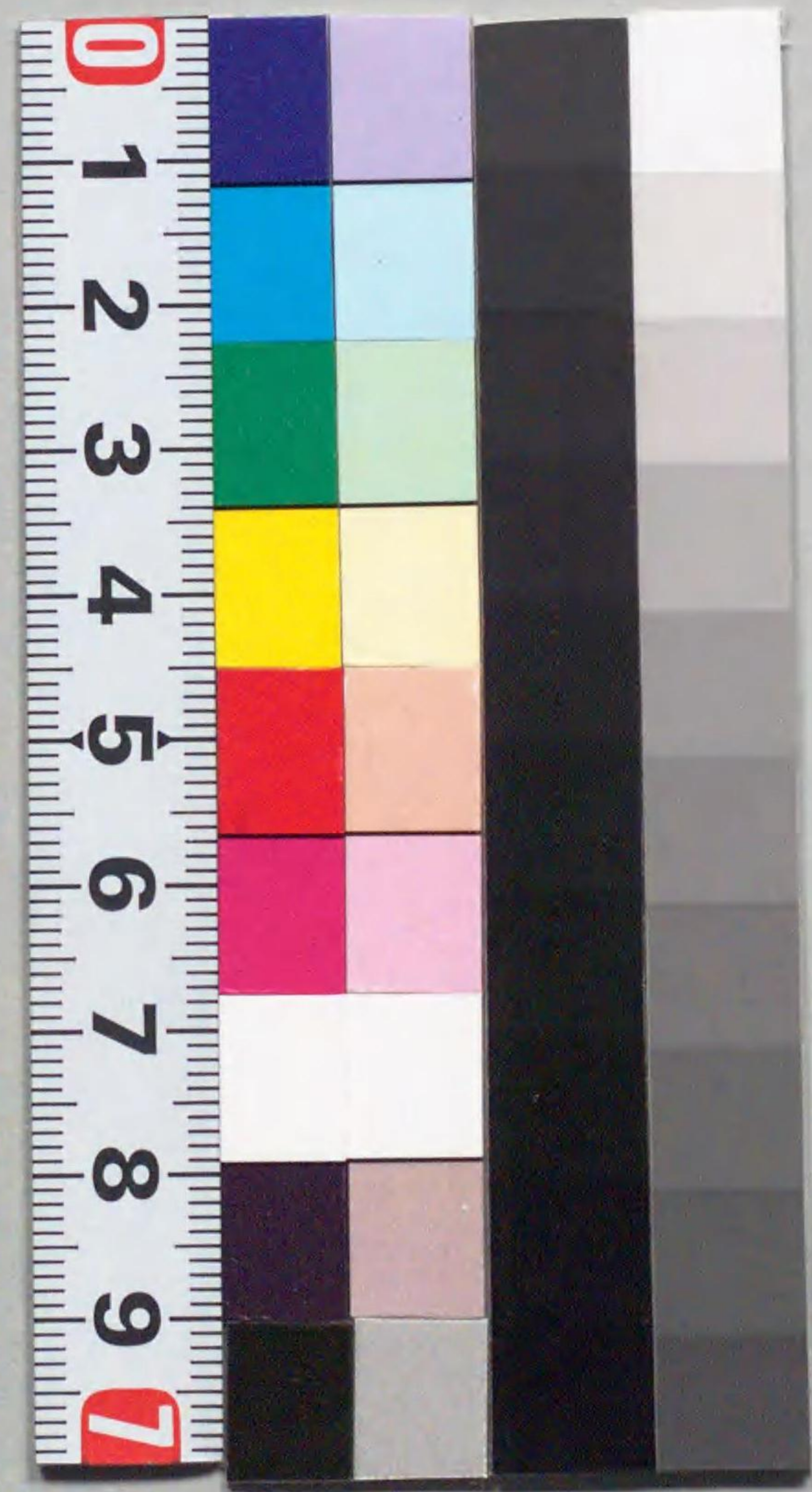


214.1
1242e



00219451



正誤表

頁	行	誤	正	頁	行	誤	正
同解説 口繪 凡例 第七圖	一八五	典線ハ リハ 傳説ハ 小谷郷ハ 務賀郷ハ 宮吏ハ 地理的ハ 城塞ハ 民族ハ 併ノ下ハ 越佐ハ 沙湖ハ 成るハ ○ハ 物中ハ リハ 屬ハ 微了ハ 隻人ハ 沿腕ハ を前後ハ タケハ	曲線 らん 學說 千谷郷 那賀郷 官吏 の地理的 城塞 民史 合ヲ入ル 越佐 沙洲 成す 代中 物上 層 徴 準人 占據 の前後 チ	全 一四九 一六六 一六八 一六九 一九六 一九七 二〇九 二一三 二一四 二一六 二二一 二二三 二五三 二五七 三〇二 三〇五 三一五 三二二 三二六 三二六	一四 一五 一〇 九 八 八 八 六 六 六 五 五 四 四 三 三 同	開つハ るハ 二代ハ 目果ハ 慶應ハ 我ハ 豪族ハ (7)とハ 津野ハ 越後同ハ 多ハ と轉倒ハ 天神日ハ 彌彦平島ハ 振根ハ 枝キハ 努力ハ 比くハ 異臣氏ハ 渡邊ハ 麓村ハ	開 で 二 果 因 長 或ハ の 豪族 (1)と 都野 越後國 多々 の轉倒 天穂日 彌彦平島 振根 枝キ 勢 此く 豊臣氏 麓村

戦後史の研究

石器時代の女人土偶 (高五寸)

(顔面及び乳房の原始的な表現から、背部に於ける典線の紋様等、大に注意すべきものである)

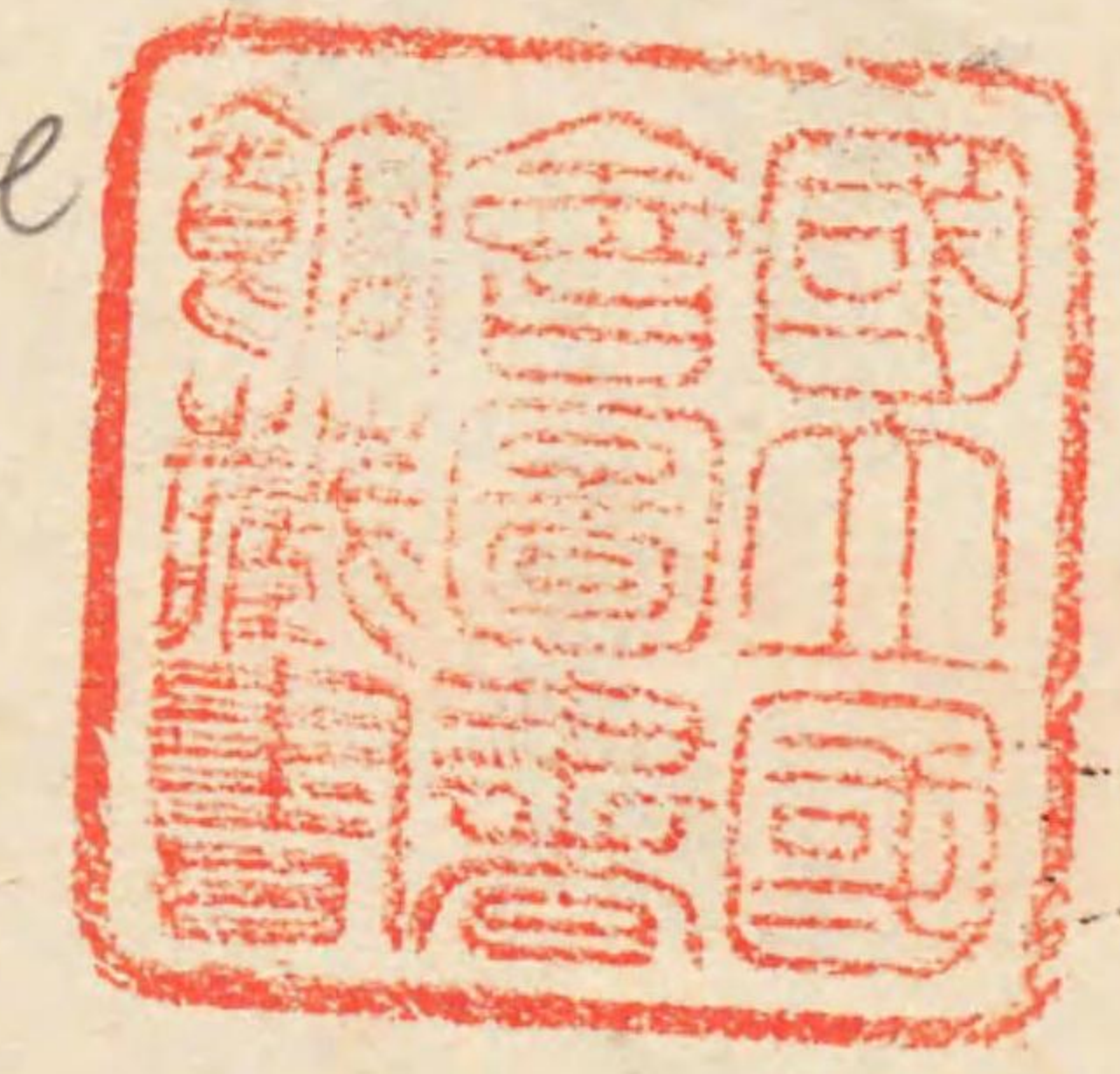


表

裏

(香谷村宿興古)

214.1
I292e



219451

石器時代の女人土偶 (高五寸)

(顔面及び乳房の原始的な表現から、背部に於ける典線の紋様等、大に注意すべきものである)

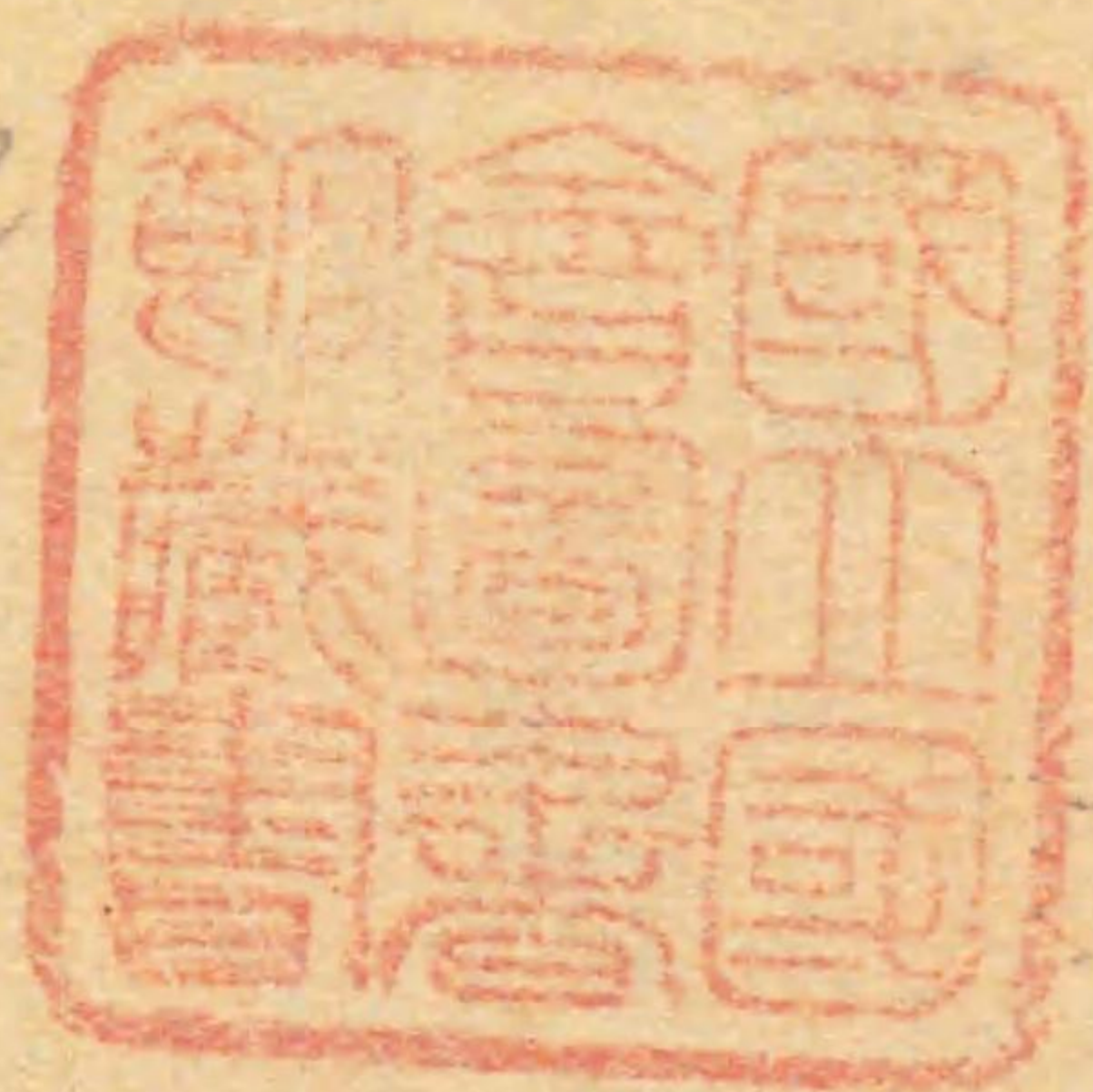


表

裏

(菅谷村 菅與吉氏藏)

214.1
I292e



219451

口繪の解説

是れをハニワだと云ふ人がある。土偶は同じ土偶でも、ハニワは垂仁帝の朝に野見宿禰が、殉死者にかへん爲めの案出であり、これは石器時代の遺物である。混同してはいけない。發掘地は北蒲原郡菅谷村字中山、海拔約三十餘米突の高地にして、私が當時に於ける海岸線なりいと想定せる地點である。此の他石鏃石斧及び土器等多くの遺物を埋藏する。然らば此の婦人像は何のために作られたものか、私は遠い古代人の一美術品、一工藝品ではないかと思ふのである。

自序

本著の動機は名譽の爲めでも、利欲の爲めでも無い。天にも地にも唯ひとり、の愛娘
静子に別れた寂しい憐れな心の所産である。私は一昨年の七月ひとり娘に死なれ、血
統的に後世へ残すべき何ものも無くなつた。而して物質的には本來無一物である。然
し精神的何ものかを次のゼネレーションへ残さねばならないと考へ、筆を執つたのが
此の越後古代史の研究である。

越佐の史界は未開の曠野である、殊に古代史方面は、何人も斧鉞を容れない處女林
と言つて可い。郷土の一部に關する著作はかなりあるけれど、多くは一部分の研究で
あり、且つ形式に於ても舊態を脱し得てゐない。まとまつた越佐史は如何なる人の手
により、何時になつたら出るのだろう、一學究として私は殘念で堪らない。同時に先
人未開の野を拓け、空前のものを書け、是れ眞の「勇者の行爲」ヒロイック、デアードでないか—との念が

浮んだ。此くして私は寂しい心の中に一點の光明を見出したのである。

然し越佐の古代史を書く、と云ふ事は容易なる業でない。假へ編述に要する充分な
腦力がありとしても、第一金が必要、第二時間が要る、第三努力が要る。腦力と努力
と時間とはあつても、私には金が無い、材料が無い。換言すれば私は最少な資料から
最大な効果を得たいと努力した。多くの材料を有せざる私の作業は、於此か一の創作
となつたのである、一の藝術と化したのである。

本書をかき本著を公にするには、感謝すべき三者がある。其の一は私の家妻だ、愛
兒をうしなつた悲哀は、男の私よりも女の妻にとり、一層深い打撃である。心の痛み
に疲れきつた家妻は、私の此の事業を遂行せしめんが爲め、生活の安堵を與へんが爲
め、やるせなき其の心に鞭打つて、再び教壇の人となつた。大なる犠牲よ！、其の痛
ましい姿を見る時、私はひと知れぬ暗涙に咽ぶのである。

第二は菅與吉氏である。歴史の造詣深き氏は、あらゆる藏書を、私の心のまゝに任

せられた。筆鈍り想が滞つて獨り悶々たる時、氏の温容はいつも私の心を、慰め且つ鼓舞したものである。第三は西村六平氏で、越後史の讀者範圍は越後國內に限られる従つて多く賣れ得るものではない、營利の眼から出版し得るものでない。而も書肆萬松堂主人としての位置を離れ。出版に關する一切を引き受け、且つ種々の参考書を、私の氣づかざるものをも注意してくれられた。其の仁俠と親切とに對し私は深く感謝する。

大正十四年八月

願文山下不動尊莊にて

雨 生

凡例

- 一、古代史と稱する以上、無論筆を石器時代に起してあるけれど、茲では普通人の觀念に従ひ、謂所むかしと云ふほどの意味を以て終始した。
- 一、本編は古代史の骨組であり土臺である、あらゆる問題は其の解決を越後古代史に譲り、なるべく多く大きい新問題の提出に努力した。
- 一、引用書は其の煩を厭はず、多く原文をのせることとした、是れ著者の實驗上、かくする事が後の研究者にとり、最も利益なりと信じたからである。
- 一、編述及び頁數の都合上、豫定を更改した點がある、即ち庄名及び越の三柵の研究を越後古代史に入れ、第一章には能登國久延比古神社を論じて、其の結構に對し一大暗示を與へたなどである。
- 一、本書の体裁も能ふべくば、編筆史體にしたかつたのであるが、今日の研究と材料

凡例

とだけでは不可能である。故に先づ根本の基礎研究だけを本編とし、越後古代史に初めて記述を年序的にしたいと思ふた。

一、文献に乏しき時代の研究は、ひとりの力では勞多くして功が尠ない、是非一般の協力をまたなければならぬ、著者は讀者諸君に對し

1、遠慮なき缺點の指摘 2、参考材料及び所在 3、古代遺物の發掘地と遺物の種類

等に就き、親切な教示と報告あらん事を、衷心より希望する。

一、第六章先住民族につきては學界未だ定論無きを以て、蝦夷其の他の名稱及び傳説の如き従來の通説を其のまゝ採用する事とした。

總論

目次

第一章 神話傳説と史實の暗示

第一節 古志郡名木村の傳説 第二節 記紀の神話と蛇退治 第三節

希臘神話に於ける英雄ペルソイス 第四節 大己貴命と沼川姫との結婚

第五節 能登國の久延比古神社 第六節 出雲風土記の一記事は大問題

也 第七節 越八口の一考察

第二章 郷土史の研究

第八節 地方史研究の必要と困難 第九節 新潟圖書館の史料書目 第十

節 古代遺物遺跡の調査蒐集及び比較(古考學土俗學的研究) 第十一

節 交渉諸國の研究(人類學比較神話學的研究) 第十二節 古代地理の

目次

研究(地質地文學的研究) 第十三節 今は斷定よりも疑問時代

第三章 越國(高志國).....四

第十四節 國土 第十五節 地形 第十六節 驛路の今昔 第十七節 領域の分離併合 第十八節 名稱の起原

第四章 越後平野は一大海灣.....三

第十九節 歴史の舞臺は土地也 第二十節 土地と人文 第二十一節 土地は人爲的にも自然的にも變化す 第二十二節 河川の威力と沖積層

第五章 石器時代と海岸線.....六

第二十三節 石器時代汀線測定の標準 第二十四節 十五米線と信濃川溪谷 第二十五節 汀線測定の困難 第二十六節 信濃川溪谷と石器土器遺物の發

見地 第二十七節 三十の米線と三千の年前

第六章 先住民民族.....九

第二十八節 先づ之を文献に徴す 第二十九節 土蜘蛛 佐伯 國栖 井光 第三十節 蝦夷 第三十一節 肅慎 第三十二節 當國古代民族と其の鬭争

第七章 特殊地名と民族接觸の考察.....一〇

第三十三節 特殊地名の意義 第三十四節 ウシクビ(丑頸、牛首、丑頭等)の地と天王祠 第三十五節 海府と粟島と岩船と 第三十六節 流布傳説の一としての眞野長者

第八章 史上疑問の諸地名.....一三

第三十七節 古津と新津 第三十八節 和南美水門 第三十九節 延喜式蒲原

津とは何處か

第九章 地名と開發前後の豫想……………一三三

第四十節 市と門前 第四十一節 條と保 第四十二節 土豪と館村及び城下町の發達

第十章 康平寛治の古代地圖……………一五一

第四十三節 古代地圖と古代史研究 第四十四節 作者と近代地質學 第四十五節 有るべき地名の有無 第四十六節 あるべからざる地名の有無 第四十七節 製作年代の眞偽及び價值

第十一章 越後津波と貞觀大地震……………一六五

第四十八節 地震と津波 第四十九節 貞觀の大地震 第五十節 寛治

の越後大津波

第十二章 延喜式神社の研究……………一七六

第五十一節 式内神社 第五十二節 地國に見ゆる同名社 第五十三節 創立年代の早期と晚期 第五十四節 大同類衆方と式内社 第五十五節 社跡不明確なる原因一 神佛混同 第五十六節 原因の二 地方豪族の興廢 第五十七節 原因の三 封建制度

第十三章 式内神社の所在地……………二〇一

第五十八節 所在明確なる神社 第五十九節 所在不明確なる神社 第六十節 奴奈川神社と大神社 第六十一節 佐多神社と水島磯部神社 第六十二節 江野神社と津野神社 第六十三節 小丹生神社と宇奈具志神社 第六十四節 多岐神社と魚沼神社 第六十五節 伊米神社と川合

神社 第六十六節 青海神社と宇都良波志神社 第六十七節 槻田神社
 と小布勢神社 第六十八節 伊久禮神社と中山神社 第六十九節 旦飯
 野神社と市川神社 第七十節 美久利神社 第七十一節 多岐神社と漆
 山神社 七十二節 荒川神社と蒲原神社 第七十三節 佐渡郡に於け
 る式社の所在

第十四章 式内神社と祭神……………三三

第七十四節 本尊の移轉、神名の變更 第七十五節 祭神の大體觀 第
 七十六節 出雲系と大和系 第七十七節 式内神社分布と兩系民族の關
 係 第七十八節 地方征伐と神寶の檢閲

第十五章 和名抄時代の郡と郷……………三五

第七十九節 郡名及び其の變革 第八十節 遺名より認め得る郷 第八

十一節 不明確なる郷名 頸城の原木郷 第八十二節 高家郷と栗家郷
 第八十三節 文原郷と夜麻郷 第八十四節 日置郷と勇禮郷 第八十五
 節 青海郷と小伏郷 第八十六節 足羽郷と沼垂郷 第八十七節 佐伯
 郷と山家郷 第八十八節 利波郷と坂井郷

第十六章 上代の政治及び社會相……………三九

第八十九節 氏族社會と國造制度 第九十節 越の三國造 第九十一節
 國造制と封建組織 第九十二節 豪族の部曲と土地兼併 第九十三節
 大化の新政と郡縣制度 第九十四節 占據民族の三大系統 第九十五
 節 郡縣制と國司郡領 第九十六節 國司郡領の實際勢力 第九十七節
 班田收受法の不徹底と私墾田 第九十八節 莊園制度の出現

第十七章 上代の佛教及び傳道者……………三六

第九十九節 氏族制度の頽敗と佛教の擡頭 第百節 所謂名刹大寺と因起 第百〇一節 當國三十三番觀音と其の作者 第百〇二節 泰澄と行基と空海と 第百〇三節 上代佛教と其の特色 第百〇四節 曹洞禪と道元と北陸地方 第百〇五節 親鸞の配流及び其の影響 第百〇六節 日蓮と日印及び本城寺派

第十八章 佐渡の概観……………三六

第百〇七節 地形及び上代驛路 第百〇八節 名稱の起りと行政區轄の變革 第百〇九節 御名部之碕岸 第百十節 遠流人と佐渡 第百十一節 流人の影響 第百十二節 佐渡の金山

地圖目次

一、石器時代の海岸線と遺物發掘地圖

- 一、約千年前の海岸線と 出雲 大和 兩系式社分布圖
- 一、延喜式時代と式社所在圖
- 一、和名抄郷の分布圖
- 一、康平年代越後地圖
- 一、寛治年代越後地圖
- 一、第四紀新層(沖積層地圖)

目次終

目次

第一章 緒言 1

第二章 研究の目的 1

第三章 研究の範囲 1

第四章 研究の方法 1

第五章 研究の結果 1

第六章 結論 1

第七章 参考文献 1

第八章 謝辞 1

第九章 附録 1

第十章 索引 1

第十一章 図表 1

第十二章 用語 1

第十三章 参考文献 1

第十四章 謝辞 1

第十五章 附録 1

第十六章 索引 1

第十七章 図表 1

第十八章 用語 1

第十九章 参考文献 1

第二十章 謝辞 1

第二十一章 附録 1

第二十二章 索引 1

第二十三章 図表 1

第二十四章 用語 1

第二十五章 参考文献 1

第二十六章 謝辞 1

第二十七章 附録 1

第二十八章 索引 1

第二十九章 図表 1

第三十章 用語 1

第三十一章 参考文献 1

第三十二章 謝辞 1

第三十三章 附録 1

第三十四章 索引 1

第三十五章 図表 1

第三十六章 用語 1

第三十七章 参考文献 1

第三十八章 謝辞 1

第三十九章 附録 1

第四十章 索引 1

第四十一章 図表 1

第四十二章 用語 1

第四十三章 参考文献 1

第四十四章 謝辞 1

第四十五章 附録 1

第四十六章 索引 1

第四十七章 図表 1

第四十八章 用語 1

第四十九章 参考文献 1

第五十章 謝辞 1

第五十一章 附録 1

第五十二章 索引 1

第五十三章 図表 1

第五十四章 用語 1

第五十五章 参考文献 1

第五十六章 謝辞 1

第五十七章 附録 1

第五十八章 索引 1

第五十九章 図表 1

第六十章 用語 1

第六十一章 参考文献 1

第六十二章 謝辞 1

第六十三章 附録 1

第六十四章 索引 1

第六十五章 図表 1

第六十六章 用語 1

第六十七章 参考文献 1

第六十八章 謝辞 1

第六十九章 附録 1

第七十章 索引 1

第七十一章 図表 1

第七十二章 用語 1

第七十三章 参考文献 1

第七十四章 謝辞 1

第七十五章 附録 1

第七十六章 索引 1

第七十七章 図表 1

第七十八章 用語 1

第七十九章 参考文献 1

第八十章 謝辞 1

第八十一章 附録 1

第八十二章 索引 1

第八十三章 図表 1

第八十四章 用語 1

第八十五章 参考文献 1

第八十六章 謝辞 1

第八十七章 附録 1

第八十八章 索引 1

第八十九章 図表 1

第九十章 用語 1

第九十一章 参考文献 1

第九十二章 謝辞 1

第九十三章 附録 1

第九十四章 索引 1

第九十五章 図表 1

第九十六章 用語 1

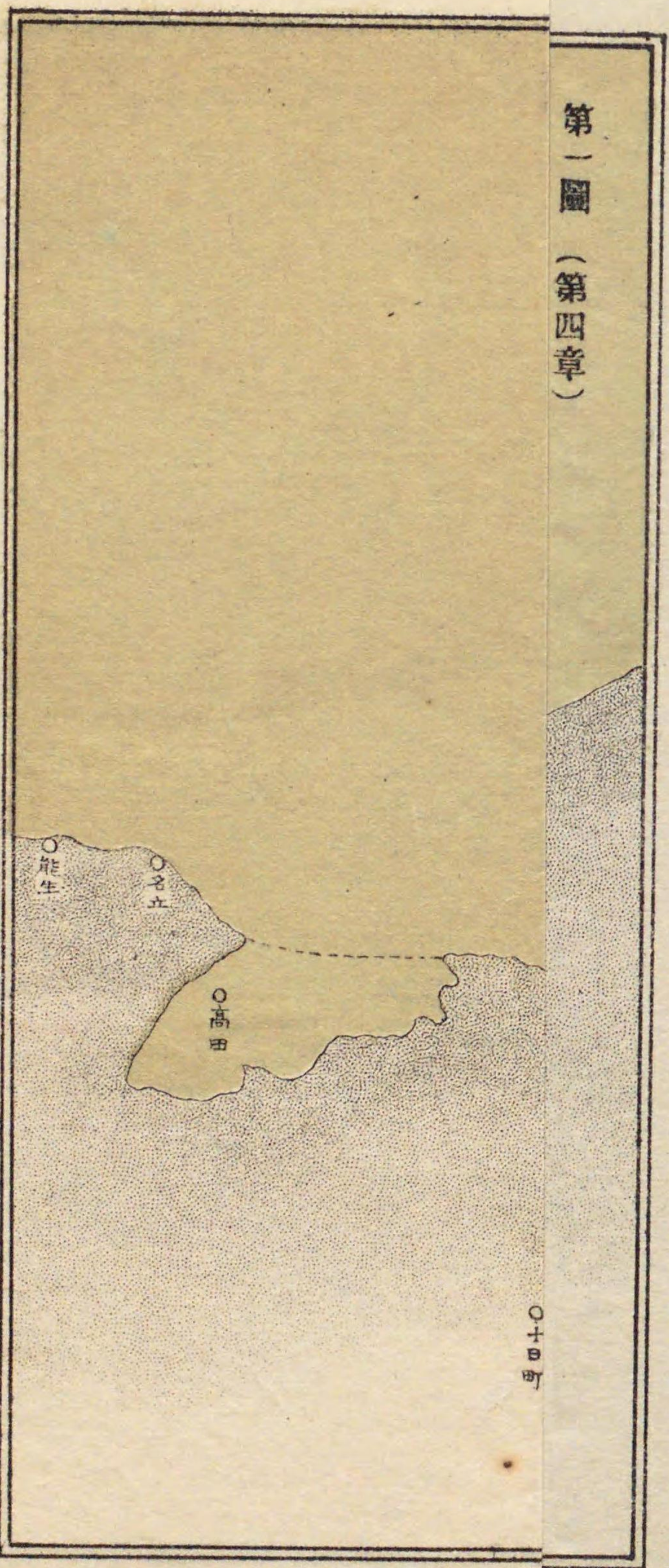
第九十七章 参考文献 1

第九十八章 謝辞 1

第九十九章 附録 1

第一百章 索引 1

第一圖 (第四章)

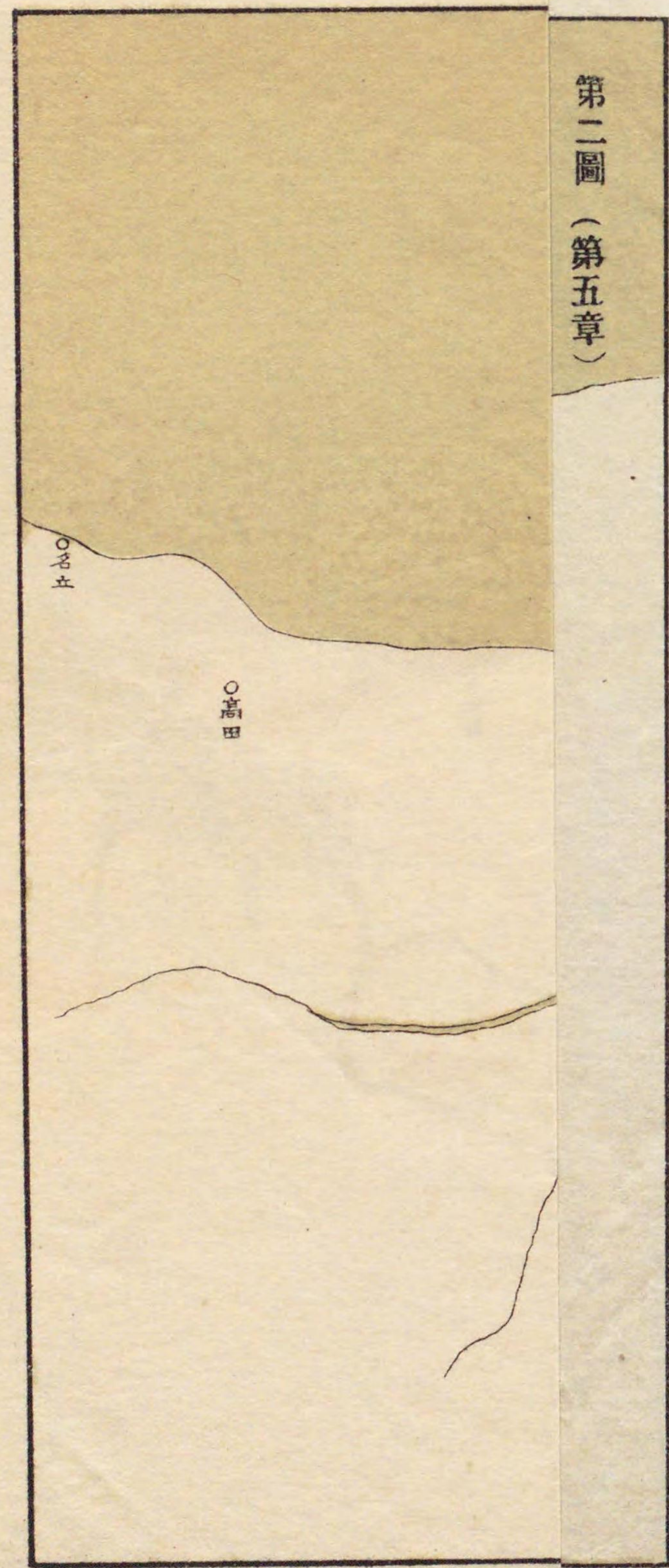




第一圖 (第四章)

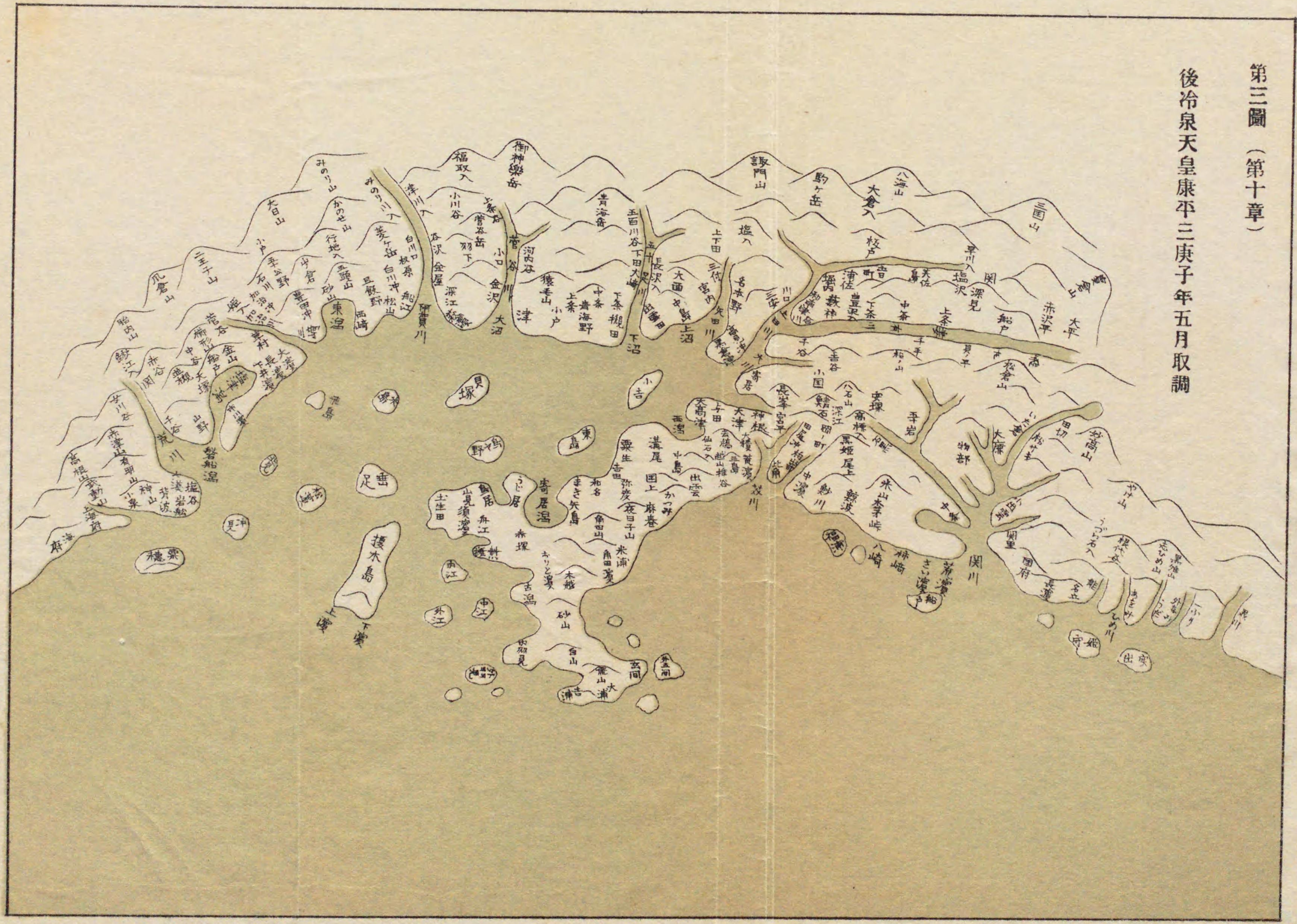
山麓(中河原) 湖

第二圖 (第五章)



第三圖 (第十章)

後冷泉天皇康平三庚子年五月取調





新治天皇承平二庚子年正月朔日

第三圖 (卷十章)



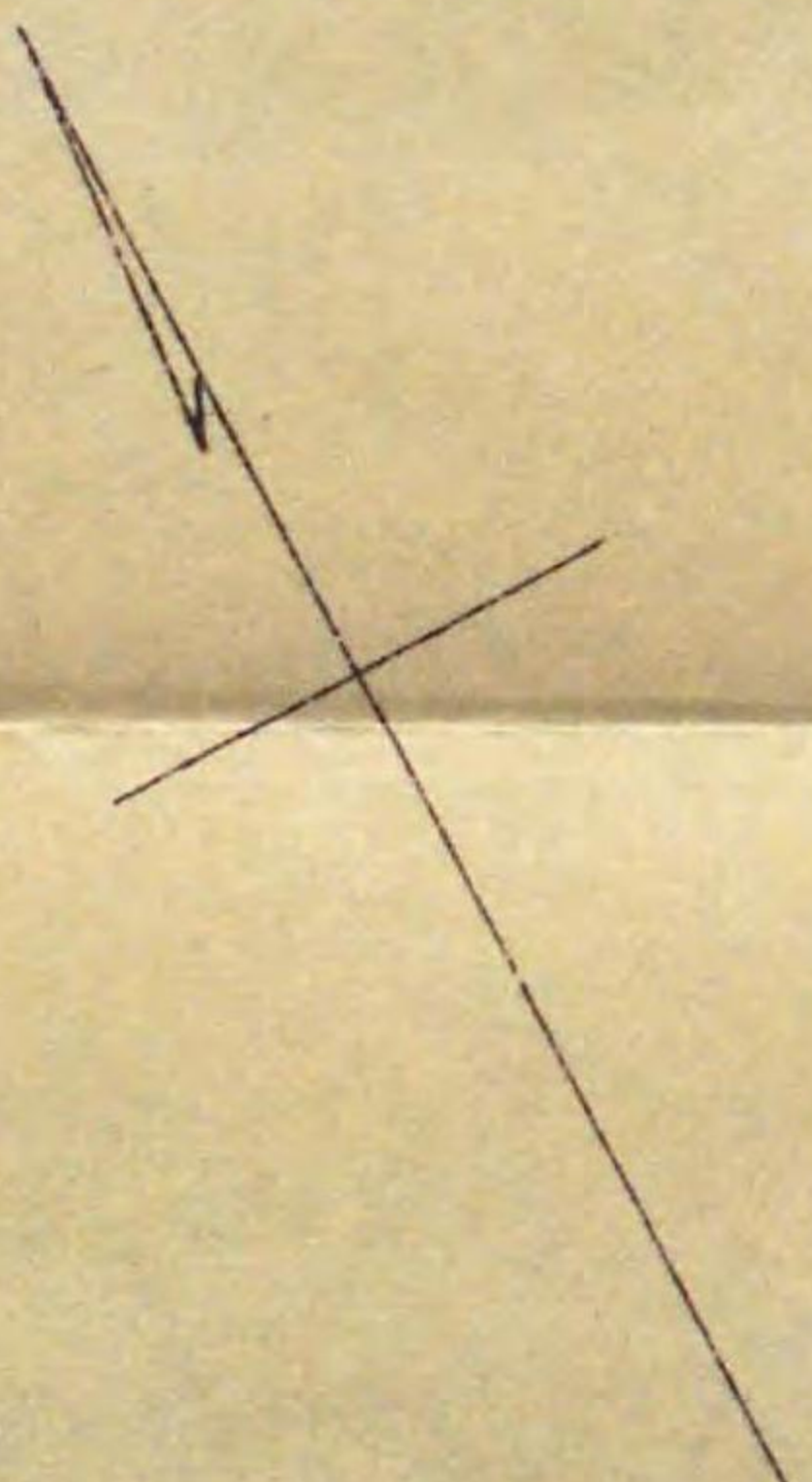
新治天皇承平二庚子年正月朔日
新治天皇承平二庚子年正月朔日

第四圖 (第十章)

寬治三年七月越後繪



寬治六年寺泊ノ下ヨリ
 角田古瀨砂山飛山榎島
 等大波ニテ打崩シ海ト
 ナル



此圖ハ寬治二
 兵衛信慶圖



寺泊ノ下ヨリ
 砂山飛山榎島
 ア打崩シ海ト



此圖ハ寛治三年七月源賴綱家臣三郎
 兵衛信慶圖之越佐國邑志ニ見タリ

新編 皇天皇帝年三十七年正月 御覽
 第三圖 (第十卷)

开青 开奴 开神
江开 开居
开佐 开圆 开高 开田 开部 开公 开管

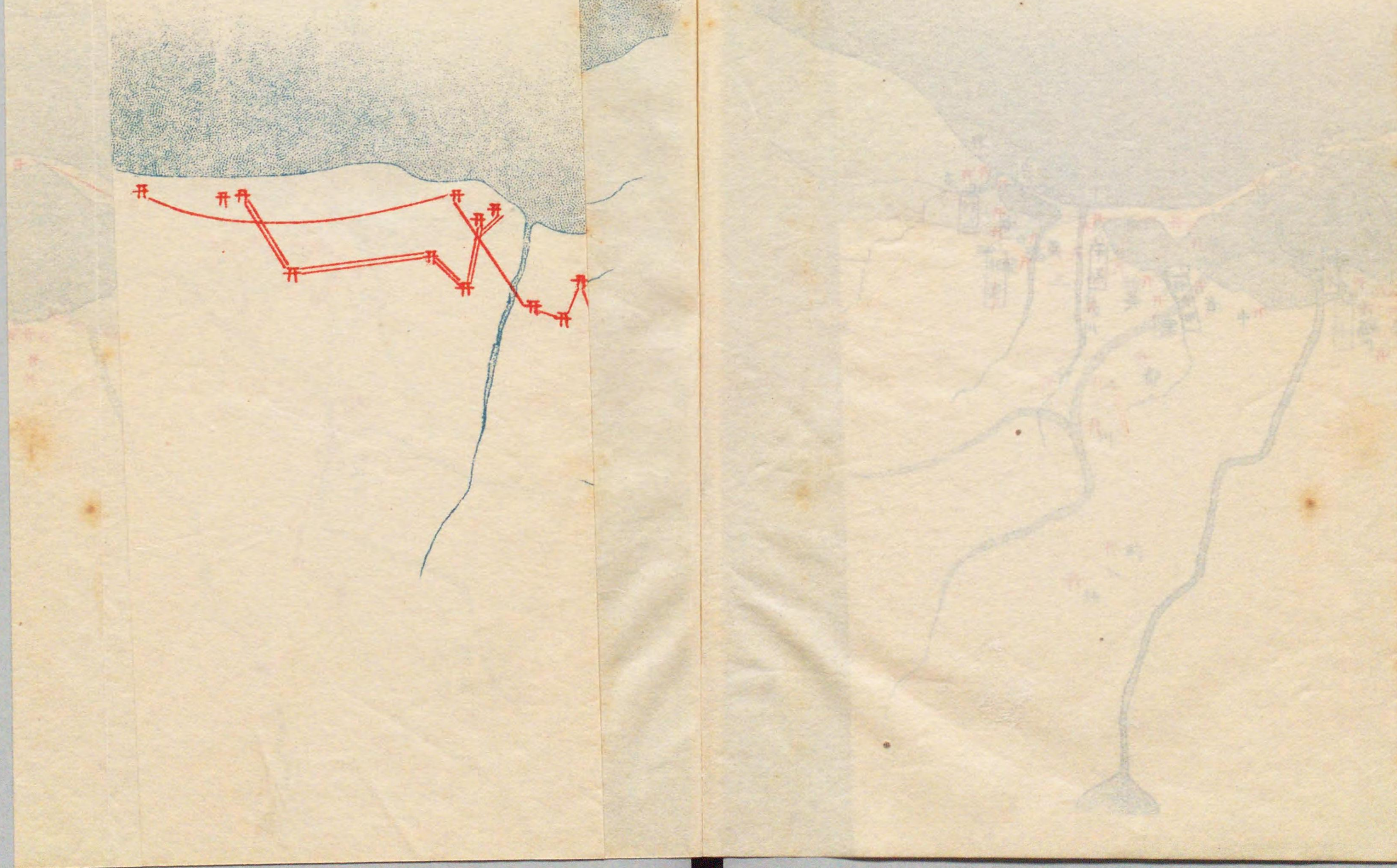


第五圖 (第十三章)

延喜式時代と式社



到喜天都外之六部
卷之四 (第十三章)



第六圖 (第十四章) (第七十七節)

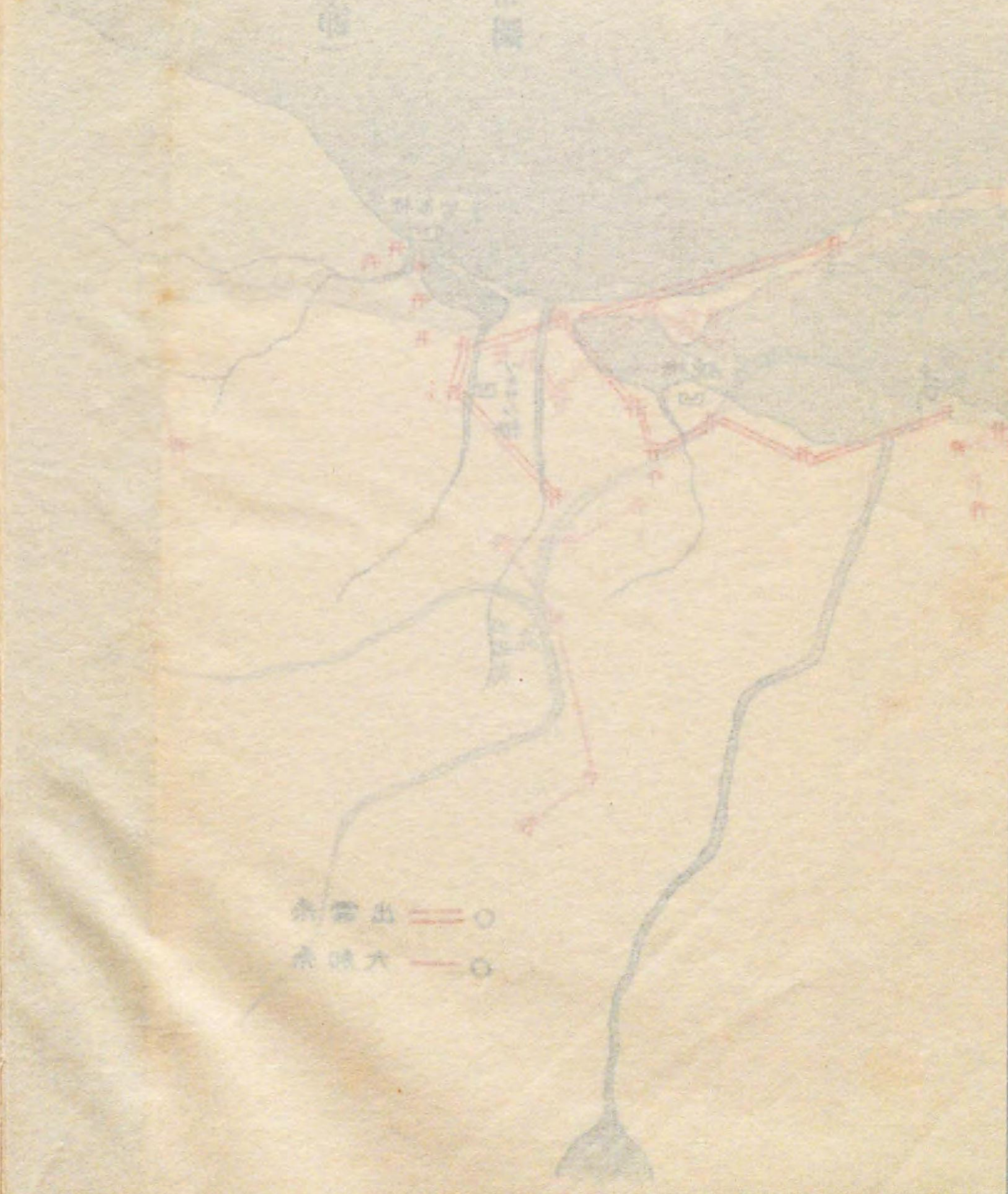
約千年前の海岸線と
出雲大和兩系式内分布圖



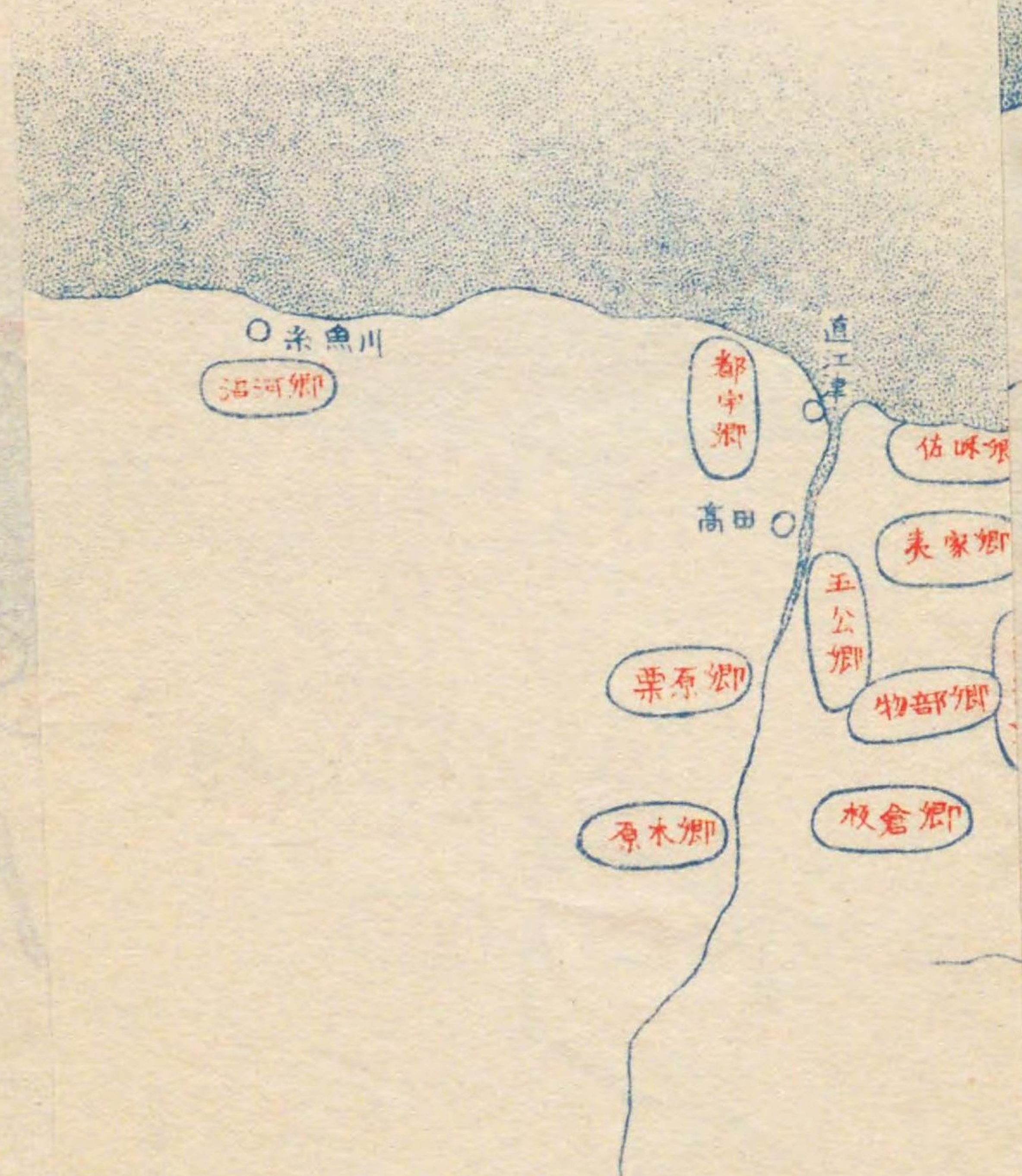
○ — 出雲系
○ — 大和系

出雲大津藩宗左内右衛門
 御下平田の御引取

第六圖 御十四卷二頁五十九段



出雲出 ○
 大津大 ○



糸魚川
 高田
 都中郷
 佐味郷
 表家郷
 玉公郷
 物部郷
 板倉郷
 栗原郷
 原木郷



越後古代史之研究

總論

第一章 神話傳説と史實の暗示

第一節 古志郡名木村の傳説 第二節 記紀の神話と蛇退治 第三

節 希臘神話に於ける英雄ヘルソイス 第四節 大己貴命と沼川姫

との結婚 第五節 能登國の久延比古神社 第六節 出雲風土記の

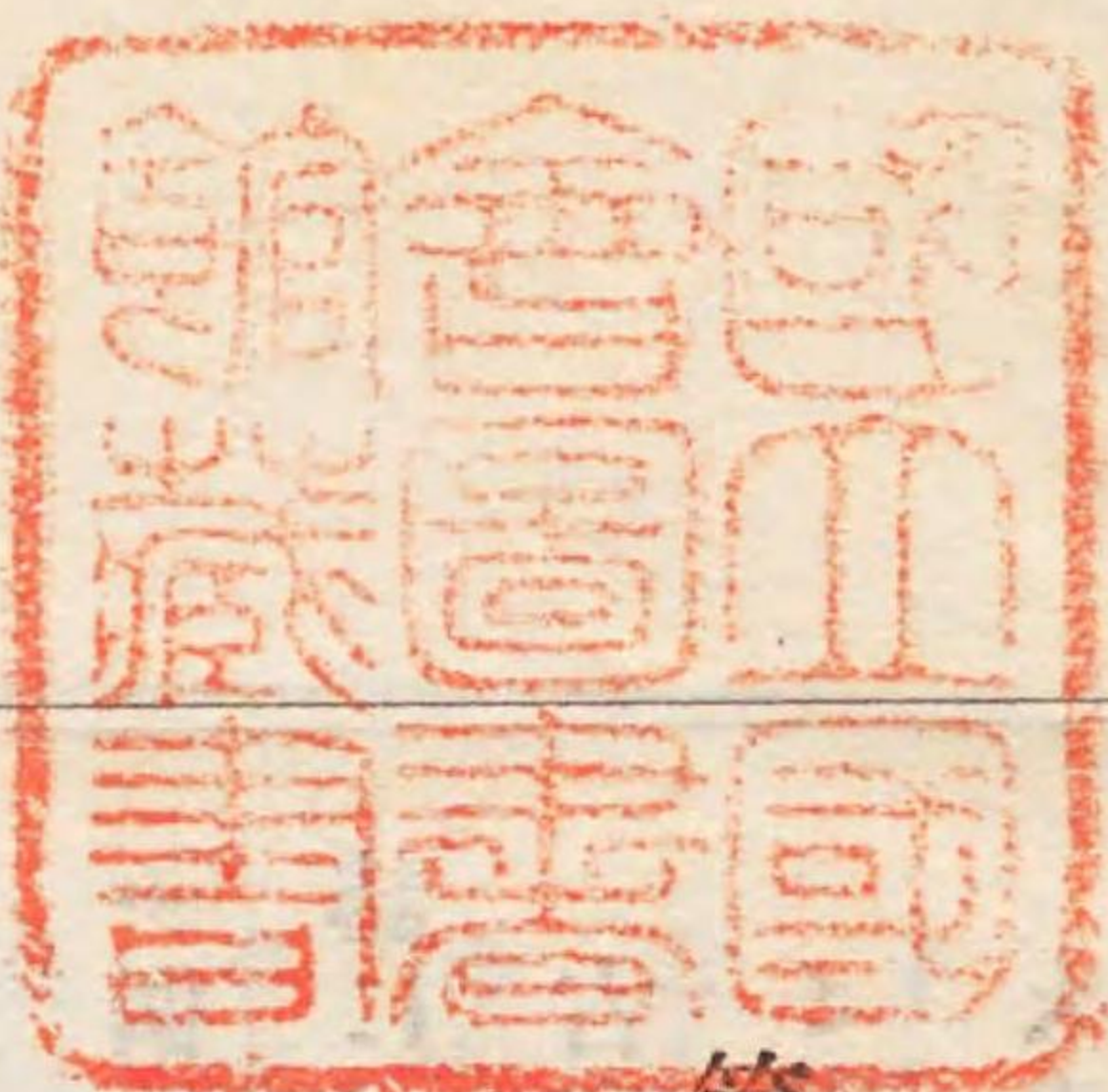
一記事は大問題也 第七節 越の入口の一考察

第一節 古志郡名木村の傳説

神話は神話にして史實に非ず、傳説も亦傳説

にして史實ではない。然し史實でないこと云ふ事は必ずしも、史實と無關係なりとの意味ではないのである。徴すべき文献を有せず、確むべき證據材料を有せざる場合、我々のたよるべき唯一の糸口は神話であり傳説である。勿論種々の

神話傳説と史實の暗示



物語中には荒唐無稽のものもあらう、が詐かるゝの虞あるが故にと言つて、他の全部を棄つるは、決して賢明なる學究の執るべき方法ではあるまい。取捨撰擇の當不當は、要するに其の人の力量如何に因る、殊に暗黒にして殆んど研究すべき材料を缺く、古代史にありては、一の神話も一の傳説でも、暗夜の燈明たり得ないとも限らない、ある場合それ等の神話傳説から、與へらるゝ暗示に依つて、一大史實を解決し得べき貴重な錠を握り得る事もあらう。茲に面白い一個の傳説がある。明治二十六年、頃三條町の猶興社から出た越海と云ふ雜誌に、「名木野の里の口碑」と題し、大平與文治なる人の寄書に曰く

古志郡高波庄、名木野村、應永以前の記には薙乃里、以後の記には奈岐乃里と書す、元和の度より名木野村と記せり。

大古此の處の山入におろちあり、尾首共に八つありて、八つの尾八の谷にはびこれり、八岐のおろちと名く、年々里人を呑むこと多く、里南里北に哀哭

する聲絶へず、時に稻田とて土着の長者あり、一人の比賣を有し寵愛かぎりなし。おろち既に之を呑んとす、偶々素盞烏命當國御巡回に際し、由を聞きめし此の蛇を退治せんと謀て、八の甕に酒を納れ蛇を酔はしめたる後、尊は十束の劔を抜持てまづ蛇の十六の耳を切り、其の體をずたぐりに切り給ふ。其の八つの尾に至つて劔のかゝる所あり、之を取出し見給へば一の劔なり、これ最上の名劔なりとて天照太神に捧げ奉る。此の劔おろちの尾にありし時は黒雲常におほふたりと、故に天の叢雲の劔と名け給ふ。長者は姫のたすかりたるを悦び、尊の妃に奉る、其の蛇の住みし所を今に至るまで八俣の谷と名け、其の切取し耳を埋めし所を耳取の村と名け、又稻田の長者の末裔は氏を稻田と稱し、本支數十連綿名木の里に相續す。云々

我々は此の傳説の眞偽、又は如何なる程度まで史實を含めるか等、價值の批判を下す前に、先づ日本最古の、而して唯一とも見るべき記紀の記載と對照して

見よう。

第二節 記紀の神話と蛇退治

古事記に曰く

故^{かれ}避^や追^らはえて、出雲國の肥河上なる鳥髪^{かみ}の地に降りましき。此の時しも箸^{はし}其の河より流れ下りき。於此須佐之男命、其の河上に人ありけりと以^{おも}爲^ぼして、尋^{もと}覓^もぎ上り往^ゆでまし加^かば、老夫と老女と二人在りて、童女を中に置^おえて泣^なくなり。爾ち「汝等は誰ぞ」と問ひ給へば、其の老夫「僕は國神大山津見神の子なり、僕が名は足名椎、妻が名は手名椎、女が名は櫛名田比賣と謂^ます」と答言^{こた}す、亦「汝が哭く由は何ぞ」と問ひ給へば、「我が女は本より八稚女在りき。是に高志の八俣遠呂智^{とほろ}なも、年毎に來て喫^くふなる。今其來ぬべき時なるが故に泣く」と答自言^{こた}す。「其の形は如何さまにか」と問ひ給へば、「彼が目は赤加賀智^{あか}如^{ごと}して、身一つに頭八つ尾八つ有り、亦其の身に蘿^{れん}及^あ檜^ひ、楳^ま生^なひ其の長さ谿^{たに}八谷^や峽^{せき}八尾^びを度りて、其の腹を見れば悉^{いっ}に常^{じょう}血^{けつ}爛^{らん}れたり」と答言

す。云々

とあり、日本書紀に記す處と大同小異である。たゞ僅かな特異點を挙げれば

1、記には高志の蛇とあれど、紀には單に蛇とあつて高志の字なし

2、娘の名記に櫛名田姫とあれど、紀には奇稻田^{クシナタ}姫とあり、又紀の一書には

稻田宮主^{スサ}簀^{スサ}狭^サ之八箇耳女子、號^ナ稻田媛^{イナタノメ}とばかりで、奇の一字が無い

前の名木野村に於ける傳説と、記紀に記せる神話とは、一は出雲であり一は我が古志郡でありとの、地點の相異を除けば殆んど同じ事件を語つて居るのである。殊に長者の後裔が代々稻田の氏名で、相續し來り以て今日につゞけりと思は、尠^{せう}なくとも素尊の蛇退治が、古志の地に行はれたものとも見える。故吉田博士は同じ越海^{えつ}に此の傳説を批評して曰く

遠呂智は荒振神なり、之を換言せば夷酋なり、「古志人の王」なり、大國主の八口を平げたまはざりし以前、伊弉那彌命の古志人を出雲に招き、日淵河に

隄築らしめ給へる以後にあたり、古志を領有せる長なりと斷ずべし、越後野誌に「刈羽郡は古志に屬す、八谷山あり、魚沼郡に八峽山あり、是れ古事記の之に合するものにや。長岡城の傍に藏王祠あり、此廟昔は椽尾郷岩野原に在りて蛇王と曰ふ、中古浮屠氏に據られて兩部となり、藏王と改名す、然れども其神像八頭の蛇にして、佛家藏王の形像と大に異なり」との意を註せるあり、是れ研究の急處を突きたる論なり

とある。オロチは蛇に非らずして、夷酉たるは博士の説の通り、オロチはオドロチの略語、オドロは驚く、嚇す、おどろ／＼等のオドにして恐るべき意なりと、説く學者（次田學士古事記新講二二六）あれど、そんな面倒な詮索はせぬとも、人名にオロチと呼ぶのは上代にあつて奇怪な名稱とも思はれない。が博士の引用せる小田島氏の越後野誌が、記紀の所謂谿八谷峽八尾を誤解して、山名又は地名なりとなし、八谷山あり八峽山ありと云ひ、蛇王を飽くまで蛇と思ふ

てか、藏王の神像八頭の蛇にして、佛家の説く藏王の形像と異なる、と論せるは、むかしの人と云ひながら、あまり正直過ぎると思はれる。尙吉田博士は、因て考ふるに藏王宮は、古志海を離りて山間に在り、謂ゆる尾と稱すべき地勢に居る、素尊の征伐にあたり山間の尾の地まで攻め入給へ、椽尾邊に虜を斬りたまふこと、實にとうけがはるゝ節もあり、之を後世尊崇の點より見るも、朱印地五百國一宮彌彥明神と拮抗する大社は、決して尋常の淫祠にあらざるを知る、今日の神道者金峰神社など云ふ笑ふにたへたり。

と云はれ、前後の文意些か不徹底の嫌はありながら、椽尾を中心とする古志の山野に、強暴な夷族の酋長があり、素尊が之を討伐せる事を肯定し居るやうである。なるほど地の一點に對しての疑念を除けば、記紀とも似て居る、否殆んど此の傳説と神話とは一致して居るのである。然し彼の地に關する神話と、此の地に於ける傳説とが、互に類似し居るとの點だけでは、「故に此の傳説は眞

容易でない、歴史の域を通り越して、比較神話學の領分に屬するのである。我々は唯如上の説話比較により、同一説話が語らるゝとしても、其の甲の地と乙の地とが、必ずしも深い關係の上に立つ、と云ひ得ない事を知ると共に、一方では出雲と越後との間に存在する關係に就き、二つの説話より與へらるゝ一種の暗示だけで満足すべきであらう。

第四節 大己貴命沼川姫との結婚神話

前の蛇退治の神話傳説に比べ、一層密接に出雲越後の關係を暗示する神話が、やはり古事記の中に語られて居る。即ち

此の八千矛神（大己貴命）、高志國の沼河比賣を婚ひに、幸行でましし時、其の沼河比賣の家に到りて歌曰はく云々、爾に其の沼河比賣、未だ戸を開かずて内より歌曰はく云々、故其の夜は合はさずて、明日の夜御合爲たまひきの一殿である。前出の蛇退治説話では、單に高志とあつて人種名やら、土地の

名であるのやら、判然せなかつたのであるが茲の結婚神話では、明瞭に高志國とある、當時の高志國は越前の敦賀以北なるが故に、先づ北陸道六箇國（若狹を除く）中、沼川姫に、關係あるらしい地を求むるに、我が頸城の地、系魚川附近を昔は沼川郷と云ひ、現在尙奴奈川神社があつて、沼川姫の生國たる事を示して居る。尙出雲風土記にも

島根郡美保郷、天下所造大神命、娶高志國坐意岐都久辰爲命子、奴奈宜波比賣命、而令産神御穂須々美命、是神坐矣故云美保。

とあり、舊事本紀に八千矛神、古志の沼河姫に婚ひ、一男を産む建御方神（坐信濃國諏訪神社）と云ふ、とあれば風土記の御穂須々美命は、即ち此の建御方神と同一であらう。又大同類衆方に

奴奈加波藥、越後國頸城郡、奴奈加波神方也、允恭御宇奏之、元者少彥名神劑、大己貴神傳方也、祝主古志公村主等家方

とあるから、いよく以て此の地方なる事が明白である。

我々は此の結婚神話を讀んで、「あまりに遠距離間の結婚」なるを、驚き且つ疑ふであらう。然し其れは近代人の心で、數千年前を解せんとするが爲めである。寧ろ我々は此の神話によつて、古代に於ける征服と結婚、結婚の結果としての種族同化作用等、大切な幾多の要點を暗示せらるゝではあるまいか。若し此の結婚につき疑點がありとするなら、其の遠距離と云ふ點よりも、沼川族と出雲族とは同一種族か異種族かである、若し異種族間の結婚なりとせば格別、同一種族なりとする場合、茲に重大な問題が生ぜなければならぬ、即ち大己貴命の古志國征討以前、既に我が越後地方には、出雲族の一分派が先住してあつた事となり、尙進んでは古志郡に於ける素盞鳴尊の遠征も、單なる作話傳説として、輕々看過し難き事となるのである。或は素盞鳴尊蛇退治の傳説を、單なる傳説と見做し、出雲族の高志國征伐は、大己貴命に始まりとする。からな

るも問題は愈々出で、愈々大ならざるを得ない、沼川族は如何なる時代に、如何なる經路を取つて、我が高志國へ移住し來つたものか、その大問題が生ずるのである。古事記では大己貴命と、沼河姫との婚歌として、次の贈答歌を記して居る

八千矛の、神のみことは八島國、妻覓ぎかねて遠々し、高志の國に、さかし
 女を、ありと聞かして、くはし女を、ありと聞こして、さよばひにあり立た
 し、よばひにあり通はせ、太刀が結も未だ解かずて、おすひをも未だとかね
 ば、處女の鳴らす板戸を、押そぶらひ、我が立たせれば、引こづらひ、我が
 立たせれば、青山に鶴は鳴き、さ野つ鳥雉はとよむ、庭つ鳥鷄は鳴く、うれ
 たくも、鳴くなる鳥が此の鳥も、打ちやめこせぬ、いしたふや、天馳使、こ
 どの語言も、是をば

是は八千矛神の贈歌であつて、之を譯すれば「我れは廣い日本國中に、適當な

妻を見付けかねて、遠い／＼此の高志國までも、賢い美しい女があると聞いて来た。而して姫が閉めし閨の板戸の前に立ち、夜通し押し見て見たり引いて見たりしてゐると、未だ腰の大刀の緒も、引かぶつた襲おすひの紐もとかない間に、もう青山には鶴が鳴き、野には雉、里には鶏が鳴き出して、夜が明けようとする、ほんとに怨めしい鳥共だ、打ち惱ましてやりたい、あゝ夜が空しく明けて行く（はる／＼逢ひに來た此の私が、をど女へ告げる詞として、是を聞いて呉れ）との意味であり、次に沼川姫の答歌

八千矛の神のみこと、ぬえ草の女にしあれば、わが心、浦渚の鳥ぞ、今こそは千鳥にあらめ、後はなごりにあらむを、命いのちは、な死せたまひそ、いしたふや、天馳使、ことのかたりごとも、是をば

とあつて其の意味は、「八千矛神よ、私は心弱き女で、今の此の心は、恰ど浦渚の波の上に、やすき思もなく飛ぶ、あの千鳥と變りはありません、併し後には

何鳥となりませう、必ず貴方の物になるのでありますから、どうぞ戀死などなされずにお待ちください。（此の詞を以て私の心をお知らせ致します）」と云ふのである。勿論此の兩歌は古事記の作者が、奈良朝時代の思想を以て、神代の戀愛を表現したものであり、且つ出雲氏と沼川氏との間を、言語の通せる同一種族として取扱つて居る。故意か不注意か、或は果して言語共通の同一種族であつたのか、「古事記新講」の次田學士は、「此等の歌謠も古事記に收餘せられる迄には、幾多の改修が加へられたのであらうと思はれる」と言つて、いかにも此れ等の歌が、神代から傳つて來たものゝ如く、思はしむる口吻である。

第五節 能登國の久延比古神社

前節に於て重大な種族問題に、突きあたれる我々は、其の答案を後日（古代史の研究下巻）に譲るとし、出雲民族の移動につき、常に北海の足場であつたかと想はれる能登國に、なにか此の大問題の解決上、有力な手がかりはないかと思ふたのである。而して神社や地名の探索から

茲に不思議な一神社の存在を、發見した。或は此の神社の研究が、種族問題に解決を與へるより、寧ろ却つて問題を複雑ならしむるかも知れない。然し複雑と云ふ事は、單純に對して一の進化である以上、我々は探究の勞を惜しみてはならぬ。

能登の羽昨郡に一の宮、今國幣中社として氣多神社あり、我が頸城郡の居多濱に、居多神社あり、共に大國主命を祭神とし、同神の垂跡地として傳説せらるゝ土地である事は、既に大方の知る處であらう、而して能登と越後とが、大國主命を通じて、密接な關係ある事も、容易に理解し得るのである、が能登國鹿島郡に、久延比古神社ありと高唱しても、それが何の意味やら、解し得る人は多くあるまい。古事記に曰く、
故大國主神、出雲の御大之御前に坐す時に、波の穂より天之羅摩船に乗りて鵝の皮を内剝に剝ぎて衣服に爲て、歸り來る神あり。爾其の名を問はずれど

少彦名神
と久延比
古

答へず、且つ所從諸神に問はずれども、皆知らずと白しき。爾に多邇具久白言さく、「此は久延比古ぞ必ず知りつらむ」とまをせば、即ち久延比古を召して問はず時に、「此は神産巢日神の御子、少名毘古奈神なり」と答白しき、中畧。故爾より大穴牟遲と少名毘古那と、二柱の神相並ばして、此の國造り堅めたまひき。さて後には其の少名毘古那神は、常世國に渡りましき。故其の少名毘古奈神を、顯し白せりし所謂久延比古は、今に山田の會富騰といふ者なり。此の神は足は行かぬども、天下の事を盡に知れる神にもありける。と。即ち鹿嶋郡の久延比古神社は、實に此の少彦名命を顯はせる久延比古を祭つて居るのである。
古事記の本段中、我々の着眼すべき要點は次の三ツである。
一、少彦名命は海を渡つて來た神である。
二、此の命を知つて居たのは久延比古のみであつた。

三、常世國とは何處か

或は本文中、山田の曾富騰とあるを、「ソフトとは「そぼつ」(雨に濡れそぼつこと)といふ動詞より出でし名なりと解し、山田に立つ案山子なりと説く者がある。中でも平田篤胤は、「後世巫祝等が使ふ憑人の如き物にして、元來非人格的な靈の存在せないものである」と云ふ。我々は神代より古事記製作の年代にかけて果して案山子なるものが、工夫せられて居つたか否かを、先づ以て疑はなければならず、従つて又能登の古代人は、なんの必要あつて案山子などを祭つたものか、理解する事は能ない。如上の異見を茲に詮議することは、暫時必要無しとして少彦名命とは如何なる神なるか、に就いて語らなければならぬ。

此の命をも單に宗教的に解釋し、當時信仰の對象に過ぎず、非實在者なりとなすものあれど、其は論外と見て、從來の諸説を擧ぐれば

一、朝鮮より渡來せる神なり

二、アイヌ族の神なり

との二説となる。若し常世國が朝鮮を指すものとすれば、又古事記の文中、「度りましき」を歸國と解すれば、命の朝鮮族なるに疑は無いのである。出雲と朝鮮と早くから交通のあつた事は、書記の一書に

出雲と朝鮮

素盞鳴尊師其子五十猛命、降到於新羅國、居曾戶茂梨之處、乃興言曰、此地吾不欲居。遂以埴土作舟、乘之東渡、到出雲國簸川上所在鳥上峯。時彼處有吞人大蛇、素盞鳴尊乃以天蠅斫之劍、斬彼大蛇。云々

とあるに見ても想像がつく。又同じ書記の一書に曰く

大己貴命與少彦名命、戮力一心、經營天下、復爲顯見蒼生及畜産、則定其療病之方、又爲攘鳥獸昆虫之灾異、則定禁厭之法、是以百姓至今、咸蒙恩賴。とあるから、優秀な智力を以て、大己貴命の武的征伐に戮力せるもの、従つて此の點に於てもアイヌ族の神と云ふより、文明の高き韓族の出と見る方が適當

である。

然らば此の少彦名命を、久延比古のみ一人知つて居たと云ふのは、如何なる意味を我々に暗示するものであらうか。久延比古も少彦名命と等しく朝鮮からの渡來者であり、當時出雲朝に奉仕してゐた爲めか、それなら此の朝鮮の渡來者を、少名神の如き大業を遂げたものでもないのに、能登國のあたりで之を祭神として、崇め奉る理由が解らない。由來能登國に於ける式内神社を見ると、不審な神社の名稱が多く見える、出雲系にもつかず、大和系にもつけ難い社名が多くあるのである。念の爲め茲に擧げて見よう。

能登の式内社

加夫刀(兜)比古神社

鳳至郡

美麻奈比古神社

同

阿良加志比古神社

鹿島郡

餘喜比古神社

同

大膽な疑問

等あり、古語拾遺に、「秦韓百濟、内府之民、皆有其祠」に見ても、能登は幹人の移住地であり、是れ等の諸社は、移住民の祖廟と思はれる。尙鹿島郡には、今問題として居る少那彦像石神社があるのである。而して以上韓人の祭廟が、何れも式内神社たる點につき、我々は天和朝の勢力が、此の北陸の地を未だ支配せざる以前より、既に存在せるものと信じたい。のみならず尙進んでは、出雲朝との交渉が、未だ開始せられざる以前、早く韓人の一分派が、能登又は越後頸城地方に、移住してあつたのではあるまいか、との大膽な疑問が生ずるのである。

同時に少彦名命は、突然に直接朝鮮地方より渡來せるに非ず、早く能登地方に移住して居つた韓人でなかつたかと想ふ。又久延比古も同一分派中の一人であつたのが、ある事情から早く出雲に渡り、出雲朝に奉仕して居たのではなかつたが。大己貴命が、土地不案内なるべき筈の高志國征討も、北國の事情に通

せる少名彥命や、久延比古の協力により、始めて大發展をなし得たものと、解したなら、其れはあまり無謀の考察と云はなければなるまいか。(尙洋細な研究は下卷に論じよう)。

第六節 出雲風土記の一記事は大問題也

暗黒な越後上代の史海に、一點の

光明を投ずるものは、記紀の外に出雲風土記がある。風土記は元明帝の和銅六年、各國に勅して撰修せしめたものであるから、無論越後風土記もあつたのである。若し此の風土記が今日尙存在してゐたなら、我が上古の研究上、如何ばかり力になるかしのれないのであるけれど、亡矢して今は無い。遺憾千萬ではあるが無くなつたものは、何と言つても是非がないのである。幸我が高志と最も關係の深い出雲の風土記が残つて居る。他國の記事であるが故に、採つて資すべき點は尠ない。少ないけれど無に優る事萬々である。然し風土記はやはり科學的知識の乏しい時代の編修である、今日の眼から見て、完全な歴史的體形は

出雲風土記

具備して居らぬ、記紀の記載が神話傳説に多く基ける如く、風土記も亦土地の傳説を採つたものもあろう。が出雲と云ふ持定せる一區域の記述なるだけに、傳説と雖も幾分の確實味を有つて居ると思はれる。

出雲には後章に述ぶる如く、越後と同一地名が多く見える。其中茲には先づ高志郷(今古志村)につき、一應の注意を拂つて見たいのである。風土記には

古志郷即屬郡家、伊弉那彌命之時、以日淵川築造池之、爾時古志國人等到來、而爲堤、即宿居之處、故云古志。

とあつて、古志國の人が此の地に宿居し居れるが故に、此の名起れりとしてある。而も其れは遠い神話時代の昔、伊弉那彌命の時であると云ふ。イザナギ、イザナミの二尊は萬物生成の神にして、上古果して實在せる人格者なりしや否やさへ疑はれる。其の神の時代に、早く出雲と古志との間に、交渉があつた事を示して居るのである。此の點に於ても此の記事は、ある史實に基けるも

神話傳説と史實の暗示

のと見るよりも、其の國にあつた傳説とする方が至當であらう。何れにしても
 兎に角古志人が、大國主命以前、素盞鳴尊以前、早く出雲地方まで發展し居れ
 る事を、語つて居るのである。さうすると素尊の越の大蛇征討も、無稽の話で
 はなく、大國主命の越八口征討譚も、無謀な作り事ではなくなつて来る。又我
 々が今日想像し居るよりも、遙か遠い時代に於ける、出雲高志兩族の接觸を、
 臆げながら書き得るのである。

尙此の記事の中で、案外些細な事のやうであつて、案外重大な問題が含まれ
 て居る、即ち其の時代を現はすに、イザナミ命とあつて、イザナギ命と無い事
 である。イザナミ命は女神にして、イザナギ命の男神なるは、誰人も知る處
 であり、古來史上の事件を記録に附する場合、其の御宇を代表し時代を代表す
 るものは、記を読んでも紀を読んでも、女帝の御代に非ざる限り、皆男性であ
 る。然るに茲では殊に女神を以て、時代を代表して居るのは何の爲めであらう

出雲古志
 の接觸は
 古い

重大意味
 ある如し

之を無意味なものとするれば、それまでである。若し有意味な書方とすれば、重
 大な問題が起りはせぬか。記紀に據ればイザナミ命は、イザナギの命よりも早
 く崩御ましゝて居る、故に意味無くして其の時代を代表する事は無い。古
 事記には

神避りましゝ伊邪那美神は、出雲國と伯伎國との堺、比婆之山に葬しまつり
 たり。

とあり、古事記新講の著者は、伊邪那美神の葬られたといふのは、出雲を黄泉國とする思想から
 來て居るのである。

と言つて、些の澁滞もなく之が解を下して居る。然し我々は出雲風土紀の一節
 を讀むに及んで、輕々に看過すべからざる意味の、此の間に存在せるを強く感
 せずには居れない。

第七節 高志の八口の一考察

尙出雲國には和名抄の神原郷(今神原村)があ

り、八口神社があり、風土記には

郡家正北九里、古老傳云、所造天下大神之御財積置給處、然則可謂神財郷、而今人猶誤、云神原郷耳。

蒲原と八口

とある。神原は即ち我が越後の蒲原である、蒲原を解して、蒲はガツボなり、ガツボが原なりしを以て、蒲原の名稱起る、と解する學者あり、又之を塞外の夷語なりと説く人もある。如上の解釋は果して正當か、風土記の如く、神財を積み置く處より、此名起れりとすれば、而して我が蒲原も亦同一意義より出でたりとすれば、高志國征服の後、出雲朝は神倉を我が蒲原の一地點に設置し、以て高志國の富を畜積せるに非ざるか。又同風土記に曰く、意宇郡母里郷、所造天下大神、大穴持命、越八口平賜、而還坐時來、坐長江山と。吉田博士は解して

神原郷に八口神社あるは、頗る考據に足る。八口及び神原とは、越國蝦夷の部種にて、大穴持命に降附仕服せしものは、出雲國へ移りて、彼地にも八口神原の名を遺したるにや。

と云ふ。博士後段の解は、前記風土記に古老曰くの解と反對である。八口蒲原を蝦夷の部種名か、との疑問は採り難い。問題は越八口とある其の地點は、出雲の古志郷を指すが、越後を指すかである。岩船郡荒川の上流、關谷村の奥に大字八口あり、石器時代の遺物を産し、且つ此の地は往昔、奥羽蝦夷との交通路に當り、出雲族(降つては大和族に對しても)に對し、頑強な抵抗あつた、と想はるゝ地形である。菅氏(名は與吉、白茅と號し、現菅谷村の助役にして、歴史の造詣深し)の考證に曰く、奴奈川姫神社の古記に、奴奈川姫命、沼垂田の稻を用え、恬酒をかもし、淳沼田の稱を用えて飯となし、以て大國主命にすゝめなめしむ

關谷村字八口あり

問時〇

第八節 地方史研究の必要と困難

本來の順序からすれば、先づ地方の歴史研究が出来あがり、其の後始めて日本の全國史が成立すべき筈である。然るに從來の方法は全く反對であつた。先づ地方史を書かうとするには、多く根本材料を、全國史から求めなければならなかつた。日本書紀編纂時代なども、下準備として地方の諸國から、風土記を奉らしめたものであつたが、其の後の國史編纂が、之を司る者は主として中央官吏であり、主なる記事は朝廷の記録と、政治的方面とであつた結果、地方の事は度外視せられ、修史事業と云ひば、直ちに政治史朝廷史の編修を、意味する事となつたのである。然し單純な理屈から言つても、完全な國史を書かうとする以上、先づ國內の部分から、細かに研究し盡して、かゝらなければ望んで得らるべきもので無い。此の前後を轉例せる方針の下に、修史事業の行はれた結果は、地方史に關する史料を、國

從來の修史事業

史から仰ぎ求めやうとしても、あつた處で僅かの片鱗に過ぎず、殆んど皆無と言つて差支は無いのである。例へば越後彌彦神社の祭神を知り度いとする。いやしくも一國の一宮たる大社の事であるから、其の祭神が何神であり、我が越後國と如何なる因縁あつて祭られたものか、それ等の點を國史に記載してあつたら、我々は容易に之を知る事が能るし、越後地方史の一部は、一見明白に理解し得るのである。然るに其んな記事は少しも無い、社記にある如く、果して天香山命を祭つたものか、或は近來學者の説明するやうに、大彦命を祭つたものか、容易に判断がつかない。而も祭神が天香山命なると、或は大彦命なるとによつては、越後上代の歴史を解釋する上に於て、非常な差異が生ずるのである。和南美水門に鳥を捕へた話や、肅慎人が佐渡沿岸を荒し廻つた、と云やうな記事だけではなんとも仕方が無い、即ち我々は充分に地方史を研究し、而して日本の一般國史をも根本から、書き更める勇氣と必要とを痛切に感ずる。

此の如く文献上、地方の事が、お疎未に取り扱はれ居る結果、地方史の研究は容易でない、狭い地域の事よりも、廣大な地域の研究は、一層困難なる道理でありながら、免に角全國に關する事柄は、各朝連綿として間斷なく、時代時代の事件を書き残してあるが故に、右へも左へも見當はつく、それからそれと、もつれた糸口でも手頼つて行けば、自ら其の歸結へ達するのであるけれど、記事が些少あつても、殆んど連續なき地方史の研究を、一本の糸に纏める事は、頗る困難と云はなければならぬ。廣大な全國史の編述よりも、狭小な地方區域の史的編述が、一層困難なりとの點は實に此處である。

第九節 新潟圖書館と史料書目

各自の居住し居る國の現在を知り度いと共に過去をも知り度いと欲するのは人情の自然である。故に地方史の研究は、かなり早くから行はれてゐたのである。體裁に於て方法に於て、無論飽き足らぬ點は多々あるとしても、越後史の研究は越後國の人により、早くから着手せら

れてあつた。中でも小田島氏（北蒲原水原町人）の越後野志、丸山氏（三島郡寺泊町の人）の名寄、小川氏（北蒲原郡島瀨村の人）の著書等は、非常な熱心と努力とを以て、書かれたものと思はれる。いま参考の爲め現在新潟圖書館に於ける、越後史研究の資料たるべき書目を舉げて見よう。全部では無く資料中の一部であり、殊になるべく上代に關するものゝみを撰んだのである。

- 會津資料叢書
- 乙寺縱起
- 塚原誌
- 刈羽郡神社考
- 彌彦神社
- 佐渡志
- 佐渡風土記校本
- 桐原御神陵調査略誌
- 國上寺由緒
- 桐原磯部神社神陵考
- 三島神社御由緒
- 青海神社考
- 佐渡地理史論
- 佐渡國誌

- 西頸城郷土史料
- 嵐 溪 史
- 小川のしがらみ
- 北越史蹟——史料
- 北越風土記節解
- 北越畧風土記
- 北越史料叢書
- 越後碑銘集
- 彌彥神社附國上と良寛
- 柏崎風土記
- 端郡風土記(群書類集中)
- 往昔越後地圖
- 北越奇談
- 北越雪譜
- 郷土史稿
- 陸路之記
- 郷土史概論

以上は資料書中の一部であつて、中には眞面目な研究もあり、参考として有益な著書もあるが、或は先人の書目をかたつて、僞空事を書いた僞書もある。此の他一私人として巨多の私財を投じ、資料蒐集に努められ、現に其の材料を所

持しながら、實の持腐れとして公開しない者もあるさうである。残念であり惡むべき心情の持主であると思はれる。

第十節 古代遺物の調査蒐集及び比較

上述の通り、たよるべき文献を多く

有せざる我々が、地方史の研究を完成するには、全然新しき手段を撰ぶ必要があり、根本から築きあげると云ふ覺悟と勇氣とが必要である。其第一として何人も、着手せなければならぬのは、古代人の遺物を調査し蒐集し、且つ是を比較研究する事、即ち考古學的土俗學的研究である。近世の戰時國際公法上では敵國の攻撃防禦の設備無き土地は、之を攻撃すべからず

との原則があつた、然るに人文の未開な時代にも、此の原則が實際に於て、行はれてあつた事が、石器時代の遺物發見により、立派に證據立てられて居るのである。即ち現在延善式の神社と稱せらるゝ宮の所在地は、上古種族の繁榮地たる土地なりしは、族長政治の時代から觀て當然であらう、而も式内神社の所

覺悟と勇氣

在地の多くから、石器時代の遺物が發見せられる。即ち或る地點にある夷族が占居して居つた、そこへ出雲族又は大和族が攻撃し來り、之を討滅せるか、降伏せしめたのである。換言すれば夷族が抵抗力を有し、防禦設備を有して居りし處をのみ、大和出雲の兩族は先づ攻撃し討伐した事となるのである。又上古に於ける夷族は、多く水邊を住居地としたとする。故に石器時代遺物の發見地は、必ず河か湖沼の邊か、或は海岸でなければならぬ。然るに今茲に一の發見地ありと假定する、而も其の地點が湖沼あるに非ず、格別河邊と云ふでもなく、且つ現在海岸では無論無いとするなら、此の地點は先づ「水邊に住む」との原則打破となるか、然らざれば長い歲月の間に、土地の大變化があつたものと想はなければならぬ。假へば北蒲原郡に貝塚の地名あり、石器時代の遺物が出る、然るに此の地は山麓に位置する一丘峻であつて、海岸を去る約二里、此の附近更に湖沼又は然るべき河流が無い。然るに貝塚を殘せる種族の住居地を、海岸

石器人と
河海

貝
塚

にのみ限るとする場合、何人も此の土地に大變動あつた事を、否定し得ないであらう。果然貝塚の地は往古紫雲寺潟の湖邊である、否石器時代の海岸であつたのである。

此の如く石器時代遺物の調査は、實に重大なる問題の解決上大切な事業であり、殊に其の比較研究は、各地所在の種族が、同一なりや否やを決定する基礎とも、なり得るのである。而も越後に於ては、未だ立派に此の調査が行はれてゐない。ある地に發見せられたとしても、唯漫然奇怪視するのみで、其の様式につき種類につき、正確に研究して史上の資料たらしめ得るやうに、心掛ける者が尠ないのは、甚だ以て遺憾である。此の遺物の調査蒐集が完全に行はれざる限り、立派な越後史はとて出来ないと云つて、過言ではないのである。

第十一節 交渉諸國の研究

世界の創成以來、國は唯一國にして、人種も亦同一人種であつたなら格別、然らざる限りは國と國との間に交通があり、種族

と種族との間に、種々の交渉生ずるは免れない、従つて或る一國を理解し、或る種族の如何なるものなるかを知るには、他の國、他の種族を研究せなければならぬのである。即ち我が越後の上代に、蝦夷が占居し肅慎が占住したとして、是れ等の種族は、そも何種に屬するものか、日本にのみ獨特の人種か、或は大 陸諸方との連絡があるのであるか、如何なる方面より、如何なる徑路を取つて、進入し來り退脚し去つたのであるか、等を知るには附近諸國の研究をした上でなければ、判断を下すことは無理である。同じく先史期の日本固有人種につきても、出雲族或は大和族の本源地は、何處であつたか、出雲族大和族の日本渡來以前、同一種族の早く移住し來れるものは無かつたか、等を知るにも、單に國內の研究だけでは、永久其の秘密の扉を開く事は能ない。

又從來は古代民族の遺物中、一般彌生式土器を以て我々祖先の遺物とし、繩文式土器とアイヌ族の遺物たりとするのが、通説であつたが、近來はやく其の

繩紋土器
と彌生式
土器

趣を異にし、繩紋土器の遺留者も、彌生式土器の遺留者も、皆同一人種であり、假へ石器時代の遺跡の下層から繩紋土器が出て、上層から彌生式土器が出ると言つても、それだけでは遺留種族の不同と認めるわけにゆかない、兩土器を残したのは何れも同じ人種であつて、今日の日本人祖先の大半をなすものである、と説く學者が出て來たのである。

此くして從來は、繩紋式土器を残せる種族が、日本の各地に占住してゐた處へ、彌生式土器の使用者たる我々の祖先が、侵入し來れるものとなす通説に對し、かかる異説の現れた結果は、兩式土器の相異は單に時代文化の相異せるためとでも、解せなければならず、又此の兩式土器の分布によつて、異種族分布圖を畫かうとしても、無謀の計畫に終る事となるのである。これは容易な問題でないのであるが、其の何れかを決定するには、やはり廣く國外諸地方の遺物を對照し、比較するの必要が起つてくる、のみならず隣國諸人種とアイヌ又は

日本人等の比較解剖するの必要もあろう。而して是れ等は人類學の研究となるのである。

同様我々は又比較神話學の研究を、かりなければならぬのである。甲と乙との地に同一神話の有無、若し有りとするれば、此の場合に於ける同一と云ふ事の價值、等を知るの必要があるのである。

第十二節 古代地理的研究

尙最後に最も必要なるは、古代の地理的研究

であらう。古い時代の地圖は勿論、現在に於ける地名は、即ち一種の文章と見做すべきものである。文献の欠亡せる上代研究にとつて、立派な一の靜的文献と言つてよい。一例を舉ぐれば我が越後國にありては、後章にも詳述する如く牛領ウシノクビと云ふ地名が、北蒲原にも三島郡にも古志にも魚沼地方にも存在し、且つ其の何れの土地にあつても、必ず天王神社が祭られて居る。現在無いとしても嘗て祭られてあつた事のある土地である。而して此の牛頭天皇の祭神は、素盞

地圖も一種の文章也

地名は沿革を語る

地名は沿革を語る

鳴尊であり、遠く其系統を新羅の國から、引いてある者とすると、我々は茲に或る意味の存在を、想はなければならぬ。又和名抄の加治郷は、備前國上道郡に於ける、同じ和名抄可知郷と一致する、中世加治氏なる豪族が、北蒲原の加治にも、備前の加治にもあつたとして、是れは和名抄時代なれば、尙深き關係が上古既にあつたものと、見なければならぬのである。又門前なる名によつて、其の地に大寺佛閣の存在を知り、陣ヶ峯、古城山長者原等の名によつて、是れ等の土地には、以前城塞があり、富者土豪の住居せる事を、想像し得るのである。地名には古來變革はあつたであらう、然し他の文献の如く、偽造や變造の憂は無い、此の點に於て或る場合、寧ろ文献以上の有益な史料たり得ると思ふ。

次には地質學的研究である、いま假りに加治川以北の地、黒曜石を産せずとする、然るに岩船郡關谷邊で、黒曜石を以て製作せる石器時代の遺物が發見せ

られたとせば、我々は關谷部落土族の遠征か、又は往昔既に土族間に於て、貿易の行はれし事を、想像せなければなるまい。或は反對に上の事實を肯定し、上古貿易の行はれしものとの斷定を下せるに係らず、若し今日加治以北の地、二王寺山脈中に、多量の黒曜石礦が発見せられた、と云ふ場合は、全然此の斷定は覆へざるゝ結果となるのである。彼の素盞鳴尊大蛇退治の一事件を解するに當りても、之を越後内の事とする、然るに尊の切れる大蛇なる土族は、銳利な劍を所持せりとあるが故に、大蛇居住の地は鐵の産地、尠なくとも沙鐵の産地でなければならぬと想はれるのである。即ち地質の研究如何によつては、史上の大問題を解決するに當り、或は其の肯定ともなり、又否定ともなるのであるから、此の研究は充分價值ありとせなければならぬ。

第十三節 斷案よりも疑問題

要するに越後史、殊に當國古代史の研究に於いては、未だ充分に準備が出来てゐないのである。其の補助となるべき諸科學

地質の研
究は斷案
を左右す

の研究調査が、未だ不完全であり、従つて或る事件を解決するに當り、誰人も容易に斷案を下す事は能き得まいと思ふ。例へば式内神社の研究が、立派にゆきとどかざる限り、式社の所在又は祭神より推察して、諸氏族の興廢を語らんと欲するも、それは容易でない。石器時代遺物の調査が、充分に出来てゐない限り、出雲大和民族と、先住民族との衝突や、争鬪の状態を描出し得るものではない。石器時代の種族は、海岸を其の棲息地とせり、との假定があつたとしても、遺物調査が不完全であるなら、我々はとても石器時代の汀線を、測定せんと欲しても水泡に歸するを免れないであらう。従つて今日の程度の調査研究だけでは、史上の事件に對し、一も解決を下し斷案を與へ得るの時機に、未だ達してゐないのである。

然らば越後史としての研究發表は無益なりや否や、何等の解釋をも與へ得ず一の斷案をも下し得ずとするなら、他に教ゆる何者も無い事となり、教へ能は

大なる新
問題の提
出

ざるものは無必要な事となり、そんな発表は意義なき一遊戯に終りはせぬか、と思はれる。が茲が熟考すべき要點である、即ち我々は斷案も解決をも與へ得ない、然し我々は新らしい疑問を提出し得る、我々は新にして大なる問題を所有して居る、此の新疑問と新問題とを、我が史學界に提出する事は、果して無意味な事か。疑問は知識の母であり、向上の一路である、殊に幼稚な越後史學界にとつては、寧ろ曖昧な斷案よりも解決よりも、望ましきものは價值ある問題なりと信ずる。現在の史學界にあつては、正當なる斷案だの解決だの、と贅澤を云ふべき場合ではない、價值ある新疑問、新問題を提出し得る能力の有無さへも、我々は先づ以て疑ひたいのだ。

第三章 越國（高志國）

第十四節 國土 第十五節 地形 第十六節 驛路の今昔 第十七

節 疆域の分離と併合 第十八節 名稱の起原

第十四節 國土

今の越後は北陸の北半を占め、西は所謂飛彈山脈を以て越中と界をなし、其の末端は絶岸千仞、親不知の嶮を以て稱せられ、西南は信濃、南は上野、東は岩代、東北は羽前、西北は皆海洋なり。東西凡そ六拾二里南北凡そ拾七里にして、面積七百七十一方里餘、人口約百七十八萬と云ふ。行政上之を三市十五郡に區轄し、縣廳を新潟市に置く。人口密度の最も大なるは古志三島及び中北南蒲原と、中頸城の五郡であつて、東蒲原を最少とする、蓋し前者は多く信濃川其他河川の、豊饒なる流域地にあり、且つ長岡新潟高田等の都會地を含めるに反し、後者は山間に僻在して産業擧らず、交通の便未だ開けざる結果である。

第十五節 地形

背には重疊たる山脈を負ひ、前は皆海にして孤島佐渡を距つれば芒々幾千裡、遙か彼方に現今の沿海洲、昔日の挹婁及び沃沮の大陸

現在の越
後

地と接する。國の西部頸城地方には、富士山脈の北端蟠屈して、燒山妙高山の如き雄大なる火山の噴出するあり、信濃國境の山岳から、姫川、大和川、能生川、名立川、荒川等、幾多の河川流れ來り、此の間に頸城國を構成し、沼川郷の開発となつた。

殊に信洲に其の源を發する信濃川は、殆んど國の中心部を、西南から東北へ貫通し、又岩代より發する阿賀川あり、共に幾多の支流を伴ふて各沿岸を灌漑し、此處に廣漠豊饒なる越後平野を形式した。此の他加治川は北蒲原の饒田をつくり、胎内荒川の二川も、またそれ／＼灌漑の利を興へ、所謂米の國越後を成して居る。

第十六節 驛路の今昔

一國文化の要素たる交通が、自然の地形に左右せらるゝは免れ難きところ、殊に歴史上の事件は、多く未だ火藥機械の發明以前なるが故に、其の影響を受くることの大なるは勿論である。いま地圖を開いて縣

道又は國道を一覽するに

- 一は越中より來り東北に向つて走せ、糸魚川、柏崎、寺泊等の諸邑を經由し彌彥、岩室、赤塚を経て新潟に達する
- 二は新潟より新發田中條村上を経て、遠く羽前の國に入り
- 三は岩船郡坂町驛より分岐して東を指し、關谷小國峠を経て山形縣に達する街道
- 四は阿部川の流域に添ふて、津川より福島縣に至る津川路があり
- 五は新潟市から信濃川流域の底地を通り、白根、三條、長岡、川口、六日町上田を経て、上洲に達する清水越がある。
- 六は小千谷町から同じく信濃川に浴ひ、十日町を経て信濃へ入り
- 七には直江津より高田、新井、關山を經由して、信洲水内郡野尻へ出づる縣道がある

此の他當國內の要所を連國する道路はあるけれど、先づ大体は以上の如くである。が是れは現今に於ける國道縣道であるから、歴史上の事件を解決し、文化發展の徑路を批判する上に於て、必ずしも重要でない。唯過去に於ける交通線を知り、或は想像しそれと比較して、其の變革の想像外なるに、心づけば足るのである。

延喜式時代

折も史上始めて驛路の見えたのは、延喜式の諸國驛傳馬である。曰く北陸道の中越後國

驛傳馬

滄海 八匹。鶉石。名立。水門。佐味。三島。多大。大家 各五匹。伊神

二匹。渡戸 船二隻。

傳馬

頸城、古志郡 各八匹

當國最初の國道

七里渡

とあり、滄海は今の青海なるが故に、青海を基點として鶉石 能生谷村字鶉石 殘る、昔は此の地何等かの理由により、河口海岸を通らずして、上流を通路とせるものか。名立 今の名立か、或は鶉石との關係上、同じく名立川の上流か 水門 直江津、三味 瀉町、三島 鯨波村字下宿、多大 宮川、大家 出雲崎 伊神 寺泊、渡戸 國上村渡邊であつて、是は本國の一宮彌彥への通路であり 當國最初の國道である。尙本線は彌彥が其の終點であつたか、或は角田濱方面へまで延長せしものか、彌彥の東北に和名抄小布勢郷 今峯岡村に字伏部殘るあり、又赤塚に式内船江神社ありと云へば、赤塚までは通せる事とも想はれるけれど、新潟へは及ばなんだであらう。土地の口碑として、「往昔赤塚以北、沼垂河渡村まで七里の間、信濃川灣曲汎濫し、船にて沼垂濱へ渡航するを、七里渡と云ひし由」語り傳へられ居るを見ても、大概の想像はつくのである。上代交通に關し、記す所の古文書としては、右延喜式記載の一線のみにして

他は單に地勢と一般の事件とから、「此く交通せるに非ざりしか」と、考へらるゝ想像線を我々は畫き得るに過ぎないのである。然し此の想像線たるや、決して無意味のものでは無い、上代の歴史活動を理解する上には、必要缺くべからざるものであつて、文献尠なき時代の研究には、誰人も先づ試みなければならぬ一要件である。

享保時代
寶曆時代

越後野志及び越後名寄の記事驛路を見るに

一 北陸道 高田より越中

高田―中屋敷―長濱―有馬川―能生―梶屋敷―糸魚川―青海―礪波―市振

水門―越中國境

二 信濃路

高田―荒井―二本木―松崎―關山―田切村―關川―信洲野尻

三 三國通

長岡―六日市―三宅―川口―堀之内―浦佐[△]―五日町―六日町―海澤―關

湯澤―三俣―蓋居―淺香月―三里半―永井

四 會津通

新發田―五十公野―米倉―赤谷―綱木―荒谷―行地―津川―天滿―野村―

燒山―福取―八田―若松城下

五 米澤道

新發田―加治―館村―金山村―中條―黒川―鍛冶屋野―花立―貝付―下關

川口―畑居―玉川―小國―白子澤―松原―小松―米澤

六 羽州庄内道

村上―猿澤―鹽野町―葡萄―大澤―中村―田中―府屋―鼠關

七 出羽小國通

中村―荒川―小俣―小國―木之俣―温海川―菅之臺―阪之下―田川十町―

湯田川―鶴岡
等が幹線となつて居り、國境小徑として

一。田地越

糸魚川―白地―宮本―松本

二。外樣越(古關田越)

高田―柳井田―小出雲―姫河原―中宿―堀内―靦戸―楡島―猿橋―長沙原

長澤―飯山―信洲

三。市川通

小千谷―眞入―七野町―上千手―姿村―三栗―トカリ―飯山

四。羽倉越

十日町―羽倉村―森村―飯山

五。妻籠越

湯澤驛より奥山妻籠と云へる處あり、分れ行く菜道也。三國嶺にかゝらす
猿ヶ京に出づる同道也。人趾なく遲滞すれば野宿也。

六。六十里越―奥州田子倉道

大白川邑によく身を調理し、案内の人を連行也。河武留麻川涉り、少も出
水には涉られず、人跡絶えたる大難所、一里十里と云事を稱する也。右途
中何を遺置ても紛失せず、諏門ヶ嶽の南山足、行程六里田子倉に到る。

七。八十里越―奥波叶津道

八。小川道―會津津川道

九。沼越

村松―五泉―笹堀―保田―石間―津川

村松より津川へ越行く山道也、至極の難所にて一足上りの山坂、樵夫の通

ふばかり也。希に人家二三軒斗ぶ有り、又木立茂りて日影も見へぬ所一里餘あり、萱原斗の所も有、梢より青蛭落て往來の人の肌に吸付き、害をなす甚し。

古代道路
の想像線

とは越後名寄の記載である。名寄は今を去る約百七八十年、寶曆年代に寺泊の人、丸山元純の著作であるから、當時の通路を想見するに足るであろう。吾人はいま是れ等の記載とは全く獨立して、式内神社の所在から、當國に於ける上代開發の地勢等から打算し、主要な想像線をつくつて見る。

第一 今日縣道として糸魚川より、姫川の溪谷に沿ひ、信州の松本平に出づる一線は、現在に於て重要な線路なるのみならず、上代有史以前にも、日本海岸の蕃族と、信洲の山間式は遠く東海諸族とが、互に交渉せる通路であつた(日本商民族の中西村氏「古代の貿易」参照)

第二 昔國府の所在地から、中頸城の底地を關川に浴ふて横斷する一線、即

ち名寄の信州路は今日と同しく、上代にあつても重要通路であつたのである。

第三 高田より斜めに東を指して、東頸城中魚沼に出で、清津川を逆り三國峠へ出づる三國街道。

第四 寺泊又は出雲崎より與板に出で、南を指して片貝小千谷川口を通り、それより魚野川に沿ひ、南沼魚の清水峠を越ゆる一線、是れは昔の高志國中央を貫く幹線であつたらう。

第五 與板より長岡一寧ろ宮内へ出で、見附、大面、加茂、羽生田を通り、村松河内を過ぎて早出川を五十島へ出で、それから阿賀川を會津方面へ逆上れる一線である。是れを古志深江國の幹線とする。

第六 村松一川東一馬下一石喜一保田一笹岡の山手を経て、松浦五十公野加治菅谷熱田阪から、關谷八口を通り山形縣小國町に出づるもの。

第七。大形村—松ヶ崎—龜代—築地—笹口—乙等を経て岩船に出で、岐れて
 一は山邊里、葡萄峠から鼠關に至り、一は瀬波海府屋等の海岸を通つて羽
 前に入る庄内路。

尙これ以外數ひ挙げれば、無いでもないけれど、まづ主要な線路はこんなもの
 であると思ふ。勿論一々沿道の地名をならべ、精確に記述する事は不可能であ
 るが、大体圖上で右の想像線を書き、上代舞臺に於ける史劇を見るなら、舞臺
 展開の上は、出雲大和兩系民族の活動に就いて、蓋し謂る處趣なからざること
 と思ふのである。

第十七節 國土の分離と併

合上代は越前より以北を、すべて越又は高志と
 稱せり。年次を経るに従ひ、上より加賀國となり、能度國となり、越中國とな
 つて、越國は上部に於て次第に、其の領域を狭められたのであるけれど、下の
 方に於ては羽前、羽後、秋田、の諸國にまで越の名は冠せられたのであつた。

越後國名
 の初見

高志深江
 國

史に越後の國は、文武紀元年十二月、「賜越後蝦夷狄物各有差」を初見とす
 されど、持統紀既に越前の名あれば、越の三越に分れたるは尙以前なるべく、國
 造本紀に據れば、崇神朝御弋命を以て久比岐の國造に、素都乃奈美留命を、高
 志深江國造に定賜すとあり、久比岐は今の東西中の三頸城郡の地なるは、甚だ
 明瞭なれど、高志深江に就いては異論あり。或は今の越前鯖江の舊名深江なり
 と稱し、或は故栗田博士の如き、頸城郡沼川郷に深江村あり、即ち是れなりと
 なせど、添江の名は地形上深き入江の地より起り、且つ如是の地に附せし名稱
 なるべく、而も以上の所説全く此の名稱と合はず。其の眞偽は暫時問はずとし
 て、茲に後冷泉天皇康平三年五月と稱せる古地圖あり、圖中阿賀川の川口（往
 昔の）に近く、深江なる地名が載つて居る。當國には頸城國造あり、高志國造
 とがある以上、深江國なる土地は、頸城と古志とを除きたる以外の地でなけれ
 ばならぬ。然るに頸城が現在の頸城三郡であり、古志が現在の古志三島魚沼刈

羽の諸郡でありとすれば、残る所は蒲原と岩船の二郡のみである。殊に深江國造の設置時代は、今の中、南、蒲原地方は一帶の海灣か、尠なくとも其の大部は、底濕にして人の住み難き泥地なりと思はれ、一分國を起すべくんば、古津橋田、朝日、蒲原、村松以東以南の高地から、羽生田加茂大面を底邊とする南蒲の高地でなければなるまい。吉田博士は西蒲彌彦附近に福井の地あり、是れ深江の轉訛にして、深江國の名残なりと説かれたれど、此の邊の地は寧ろ古の古志國の一部ではなかつたが、獨立して一國造を立つるにはあまり地域が狭少に過ぎるし、信濃川溪谷(當時大部分海灣又は泥濕地)を遠く距て、中、南、東、蒲原に渡る高地を、其の管轄内へ組入れしとも想はれない。又設置年代の順序を見るに、國造本紀に據れば、頸城と深江とが崇神朝に置かれ、高志國造が其の次であるから、深江は古志よりも前の事となるのであるが、古志あつて古志深江は聞えるけれど古志が古志深江より後とは、どうも受け取れないでは

あるまいか。尙後日の研究を要する點である。

兎に角崇神成務の兩朝に、三國造が置かれた。後天武帝の朝に、北越別れて三國(若狹佐渡を除き)となつたのであるが、此の時の越中は今日の射水、礪波新川と之に久比岐高志、深江の國々をも、併せてあつたものとすれば、越後は沼垂以北、即ち羽前の田川郡を首め、飽田津輕の夷境までも、含めてあつたのである。大寶二年三月、越中の四郡を割きて越後に併合すとあり、四郡の名は載せてないけれど、前に越中へ併合せる頸城魚沼古志蒲原の四郡なりしは疑ない。和銅五年九月、田川以北を割きて出羽國を建つ、是れで今日の越後區域が漸ふ定まつたのである。

第十八節 名稱の起原 凡て土地の名稱は

- 1、土地の形勢、例へば川の落口を、川尻又は川口と云ふ
- 2、土地の存在物、例へば寺社の存在地には、宮内、門前などがあり

越國(高志國)

和銅年間
始めて國
土定まる

地名の起
因

3、土着者の姓氏、例へば大友、沼垂真人等の如き等
等を原因として起るものである。が我が越後の名は果して何に起因せるか。但
越後は越の道の後を意味する。故に先づ越(コシ)の名を點檢すれば可い。而も
是れには古來種々の説があるのである。曰く

日本書紀纂疏 越州者彼地有坂、名曰角鹿、行人必踰此坂入越絶、故名曰越也、後分爲北越五國、今三越及加賀能度是也。

古事記傳 此國名は越後國に古志郡あれば、それより出でたるにや、山を越
て行く國なる故の名と云ふはひがごとなり。凡て自ら越るをば、古延とこ
そいへ、古志は令物越を云ふなれば、我と物との異あり云々、又書紀神代
卷に、八島の一を越州とあるを、或説に蝦夷地と云ひ、越國は其へ往來ふ
道なる故の名といふも、いたく強説なり。
とある。然り而して同時に、古志郡あるが故に、それより出し稱かど云ふも、

「越」名の
諸説

亦僻事である。地名辭書の著者は曰く、「按に高志は夷種名より出で、國名に
移れる如し、神代卷は須佐男命斬蛇の條、高志之八俣の遠呂智、年毎に來り喫
ふとあり、此一語にて未だ地名とも種名とも判定し難けれど、日本紀大八州生
成の條に越あり云々、又「古志國に往來する途を謂なり」とも説かれたれど越
國の異族を蝦夷と云ひ或は狄と云ふは聞えて居るものゝ、單に越なる種族のあ
りと聞かざれば、前説は疑はしく、後説は一の循環論法に陥ちて意味をなさな
す。

同著者又曰く、一説には海内を人の身體に譬へ、此國は腰にあたれば其の名
あるかど云ふが如き、全く無據の臆説のみ。諸國名義考に「越國筭飯浦へ加羅
人來朝し、貢物を運び越し來りし故に、越國の義が、諸越とも云へる言を思ふ
に、さもあるべくや」と述ぶ。運び越しの一事だけでは、決して是等國名の因
由となすに足らねど、後段モロコシの語を參證とするは、頗る肯綮にあたる。

コシと
モロコシ

蓋し高志の我東北蝦夷の一部種名より出でて、國名等に轉せるは、三韓の加羅てふ國名が漢唐の支那を指して、カラと云ふ事となるに同じ云々。然りモロコシの語大に味がある。近世まで凡ての文那品を指してモロコシのものと呼んだ。即ち高志と云ふ一部種名ありしが爲めに、高志の名起れるに非ず、大和民族又は出雲民族の眼から、異様に見ゆる物又は人が、山を越し海を越して來れるが故に、それ等の方向をコシ國と名づけたのではあるまいか。

第四章 越後平野は一大海灣也

第十九節 歴史の舞臺は土地也 第廿節 土地と人文 第廿一節 土地は人爲的にも自然的にも變化す 第廿二節 河川の力と沖積層

第十九節 歴史の舞臺は土地也 充分飛行機が發達し、所謂空中の征服が全く可能となる將來は知らず、現在及び過去の人々は、土地を離れて生活し能は

土地は變
革す

ず、又活動も能なかつたのである。然るに此の生存要件である土地は、萬古より永久不變では無かつた。海或は陸地と變じ、山或は海となつた事例は、決して珍らしくないのである。歲月の怖ろしい力は、今は想像もつかぬ大變革を、過去の地上に與へて居る。而も此の地上を舞臺として、活躍せる歴史事件を解決せんとするに當り、若し土地を一定不變のものなりとして考察せば、其の結果は如何であろう。一大變化を來せる國土を、昔も今も等しいものとして、地上の事件を研究しても、果して正確なる史上の知識が得られようか。舞臺は變る、異なる時代の異なる事件は、變つた舞臺に應じて考察する必要がある。今日の地圖の上で、昔日の事件を探求するも、唯増すものは疑惑の點ばかりである。故に歴史に殊に文献渺なき上代の歴史研究には、先づ以て地圖を根本的に、改作してかゝらなければならぬのである。

第廿節 土地と人文

人間は土地を或る程度まで左右し得る如く、土地も亦

地圖の根
本的改作
を要す

人は土地を支配し、土地は人を支える。

典雅な希臘文華は、鈍重な支那大陸に咲かない。

或る程度に於て吾人を必然に陥入れる。東西人文に特異ある理由は此處だ。冥想を必要條件となす宗教、其の中でも三大宗教は、佛教でも回々教でも基督教でも、氣候の制裁を免れない。氣候酷寒の寒帯地方に發生せずして、印度亞刺比亞の如き熱帯地に芽を出した。埃及の專制的であり裸體的であるあの藝術は英吉利西や佛蘭西には起らない。典雅な希臘文華は、鈍重な支那大陸に開かうとはせなかつた。越佐の文華を語るにも、土地の形勢を深く考察するに非ざれば、大なる損失を免れ得ない。越佐文華發展の経路を知るには、先以て越佐の風土を知る必要がある。何處が海にして何處が山か、海と山とは如是として、然らば越佐の文化は、何處より先に、如何にして入り來つたか。越佐文華に相異ありとすれば、それも此くして始めて理解へ達し得るのである。越と出雲朝との上代に於ける交渉も、當國に於ける大和出雲兩系の關係も、かゝる根本的研究をまつて、始めて完全に納得し得る事となるのだ。

第廿一節 土地は人爲的にも自然的にも變革す

然るに土地は人爲的に變る

自然力は寧ろ偉大也

のみならず、自然に放任してあつても、長い歲月の間には亦變代を免れ得ない。寧ろ人爲的變化は、開墾又は掘穿などに過ぎないが、自然の作用は偉大である。人爲を自然の力に比較すれば、まことに螻蛄の斧の嘆がある。地震海瀟は自然力の中でも、眼に見ゆる威力であり、其の地を變じて海となし山となすは、何人も信じ且つ之を怖れる。が眼に見ゆる如是の威力よりも、寧ろ幾十幾百倍の偉大な作用が、自然に行はれつゝある事を忘れてはならない。無論其の力の作用は一時的に猛烈ではない、地震や海瀟の如く眼には見えない、除々である。然しながら幾多歲月の經過する間に、驚くべき作用となつて現はれる。海は此くして陸となり、山は何時しか海底となる。實例を遠く他國に求めるまでもなく我が越後に廣い沖積層を構成せる、河川の偉力がそれである。信濃阿賀の二大河を首め、他の幾多の河流は、幾千年かの歲月を費して、不眠不休、遂に今日

の越後大平野を成し遂げたのである。

第廿二節 河川之力と沖積層

農商務省地質調査所編の大日本地圖を開け。

其處に白く展開せる廣漠な部分が、即ち最新の沖積層である。沖積層とは幾百幾千年の間、寸時の間斷もなく、河川の運び來れる土砂が、推積して成れる地層の事である。河川は黙々として流れる。然しながら沈黙の間、流れ來る通路の、或は岩石を噛み碎き、或は土砂を含んで上から下へと運んで來る。運び出された土砂は、海灣へ吐き流されて其處に沈澱し沖積する此の沈澱物に因つて出來たものが、即ち沖積層なるが故に、幾千年前であつたか、兎に角今の沖積層が、一度海灣の地であつたと想像され得るのである。事實の眞偽は別として、神武帝の時代に尙海水灣入の狀を記せる古文書がある、かの天香山命越に下り、彌彦山に登つて東方を望みたまふて曰く

自此往前者水沿之蒲原也

と、可美眞手命追來つて又

南入江者遠瀆於山之片峽、千谷五百谷之瀧津早瀬也。東亦猶山越之落來水之

深江、廣有互自然如眞島矣

と。二尊の物語は後日の追記なりとするも、あきらかに、往古蒲原の地が沼澤の地であり、海水入江の國であつた形勢を、想像せしむるに足るであろう。

地質學者の説明に據れば、河川より吐出せる沈澱物が沖積して、所謂沖積地層を構成するには、二つの順席がある。一は即ち河川自身の吐出物沈澱作用にして、一は海波海風の威力だと云ふ。抑も海中には河口を去る一定距離の個處に、海岸と併行して細長き沙湖を生ずることあり、之を砂門と云ひ、其の一方陸と連絡するものを砂磧と云ふ。蓋し砂門及び砂磧の發生は、河水と海波とが相衝突する處に、水の靜なる所出來、そこに土砂が沈澱堆積する結果であると又曰く波浪や潮汐は河川の流出する土砂を、海岸の方面に押戻し、却て此等の

河川の沈澱作用と海波海風の偉力

砂門と砂磧

沈澱を促すものにして、海岸壁や砂礫を成るのは、全く波浪の逆送的作用に因ると。

内灣は沼澤となる

平野形成に要せる年月は數萬年か

砂門生じ砂礫成れば、海水は自ら其の中に抱かれ、且つ一旦生じたる門洲は風力の塵埃を飛揚推積せしむる結果（之を流砂と云ふ）、漸次に砂丘となり海岸となり、内灣は鹹湖より變じて沼澤となる、而も河川排出の土砂はます／＼此の沼澤間に漂積するが故に、遂に陸地を生ずるに至るのである。過去に於て一大海灣たりし我越後平野は、此くして生成せるものである。吉田東伍博士曰く「凡此の如き水陸の變遷は、越後平野に於ける沙丘沼澤、河水田土を生成したるものなれば、今日蒲原郡の卑湿地は、數萬年の太古に於て、一面の淺水海灣なりし事勿論也」と、果して博士の云はるゝ如き、我が平野生成の爲めに、要せる歲月は數萬年の多きに上るであらうか。

第五章 石器時代と海岸線

第廿三節 石器時代汀線測定の標準 第廿四節 十五米線と信濃川
溪谷 第廿五節 汀線測定の困難 第廿六節 信濃川溪谷と石器土
器遺物の發見地 第廿七節 三十の米線と三千の年前

第廿三節 石器時代汀線測定の基準

人類學者坪井博士等の研究に據れば、石器時代の遺物である貝塚は、海岸のみに存し、時としては湖沼の沿岸に存する事もありと。而して所謂石器時〇とは無論新舊の別ありと雖も、今を去る畧三千年前と計算して、大差なからうとの事である。

若し此の説にして眞なりとせば、否此の説を眞なりとして、貝塚及石器時代の遺物發掘場處を調査する。其の各地點が解つたら之を結びつけて見る。然らば此の一線こそ、即ち石器時代に於ける海岸線となるわけである。今郷土史概

坪井博士の石器時代計算

「郷土史概論の研究」

論の著者大木金平氏の研究に依れば、先づ其の發掘地點を主として、北蒲原郡の地内に求め

- 一、金塚村大字貝塚
- 二、神山村大字瀧澤地内貝塚
- 三、龜塚村大字次第濱山王森
- 四、分田村大字寺社地内
- 五、笹岡村大字大室地平貝見平

の五ヶ處を其の遺蹟なりとし、其の高底を見れば曰く、「可驚五ヶ所とも海拔十五米で、同一高度を有して居る。實に當時の海岸線は、現在の海拔十五米であつたのである」と斷案を下した。説の當否は別とするも、實に一創見と云ふの價值はある。

第廿四節 十五米線と信濃川溪谷

假りに暫時同氏の十五米線を眞なりとし

海拔十五米との斷案

眼を次第に中越の方向へ轉じて、所謂標高十五米の地を撰び、之を一線上に連絡して見ると、先づ信濃川溪谷に沿ふ土地の中

- 1、十五米線 は東南岸の大面庄即ち今の新潟村から、中の嶋村を通り信濃川の與板橋に至る一線となり。
- 2、十二米半線 神武天皇時代は、第一線よりやう降下して、五十嵐川の上方面本城寺村―下新田―坂井村―大河津村へ至る一線となつた。
- 3、十米線、崇神朝(二千年前)は、大崎村内の底地から裏館村―大崎村―上嶋村等を経て、彌彦國上西村内の底地に含める一線となる

右の中第二線と第三線との間、三條に近く貝喰川あり、又貝喰の地名見ゆるけれど、果して石器時代の遺物ありや否や疑はしい。かの中蒲原郡龜田町に近く、貝塚の地名ありながら、何等遺物を見能はざる如く、地形上此の地も亦斷じて、石器時代の遺跡ではあるまいと思はれるのである。

十五米突
線は殆ん
ど新田地

此くて各線上に點在する地名をしらべて見るに、殆んど皆新田地であつて、一も千年以上の遺跡たる證據を發見し得ないのである。三條町あり、條理の制定當時の創立かと思れば、此は條(ジョウ)と長く發音するのではなく、ジョ、貝と短く讀むのであると云ふから、後代の開發地であり、本城寺あつての門前町かも知れない、或は式内規田神社の所在地となし、千年以前の開發を云々するものあれど、地名辭書に「例の虚誕を免れず、此邊を大槻庄と云へるより、かゝる附會の言も起れるなり」とある。私の研究によれば、一井栗の伊久禮神社を除く以外、二十米以下の地には、一として式内神社はないのである、否和名抄の郷名すらも無いのである。殊に井栗村の伊久禮社と雖も、其の眞偽は大に怪しい。(式内神社章參照)。單に信濃川溪谷に於てのみならず、早出川の流砂より成れる五泉附近の底地然り、岩船郡荒川の溪谷に於ても亦然りである。

第廿五節 汀線測定之困難

大木氏は石器時代の汀線を十五米にありと云ふ、

其の斷案には二つの誤謬がありはせないか。

第一、最初のスタートに於て誤つて居る。

第二、遺物發見地點の測量は不正確でないか。

大木氏が好んで沈讀せられた筈の、鳥居龍藏博士著「有史以前の日本」中に日本の石器時代の年代に付ては、故坪井博士は今を去る約三千年前であると云はれて居る。此れは如何なる標準に基づいた説であるかと云ふに、ジョン・ミルン氏が嘗て古江戸の地圖を參考とし、之にコンパスをあて、東京灣の埋まり方を研究した結果、日本の石器時代、殊に東京灣に貝塚を残した時代は、今から約二千六百年前であらうとの假定説を立てた。之を基本として博士が打算上の煩を省く爲め、特に三千年とせられたのである云々。殊にミルン氏の計算は、モール氏の大森貝塚が發見された當時の事であつて、其の他の貝塚が未だ發見されなかつたのであるから、北足立郡草荷の如き、

「十五米」
斷案の誤

鳥井博士
の「有史
前の日本」

入間郡白子の如き、今日の東京灣よりも遙に、引遠ざかつた地點の貝塚は、計算に入つてゐない事になる。若し是れ等の貝塚から東京灣に線を引いて計算したならば、更にアイヌ渡來の年代が、一層長くなるので、到底二千年や三千年どころではない事になるのである。(同書二〇二ページ以下参照)とあつて、坪井博士の計算は一の假定に過ぎない、其の假定に従つた大木氏の測定も、又不精確なる一假定に過ぎない。

第二には氏が石器土器遺物の發見地として舉示せる北蒲原地内、貝塚、貝バミ、山王森、貝見平等の土地測定に於て、其の方法を疑はなければならぬ。若し氏自身が直接計られたものとするなら、各地のどんな部分を計られたのか、分田村大字寺社地内を除く外は、凡てが丘陵地である、故に其の丘の上と下とは大變な相違がある。若し又直接の測量に非ず、陸地測量部の五萬分、或は二萬五千分の地圖を用えられたとするなら、一つの不審がある。それは私の使

用せるものも同一地圖でありながら、貝塚貝バミ貝見平の地點に、何等の標高が示されてゐない。殊に山王高地附近は三十米となつて居るではないか。

要するに汀線測定は難事中の至難事であろう。第一大切な標準の立てやうがない。第二には私達のやうな素人が、一々測量機を持ち歩いて、所要地點の實地測定と云ふ事は、殆んど不可能と言つてよい。たゞ頼るものは陸地測量部の五萬分乃至二萬五千分の地圖であるが、それすら肝要な個處に至ると、標高の表示を缺いてゐるのである。殊に貝塚の所在地に石器時代種族の、占居地として誰人にも理解し易い地点が、多く湮滅に歸して知れてゐない。僅か石器土器の發見地に、唯一の標準を求めなければないのである。然るに石器土器の發見地には、

- 1、古代海岸であつたと信ずべき地点もけるけれど。
- 2、山地に居住せる山蝦夷の遺跡も無いではない。

石器時代
と石器的
文明は異
なる

故に多く水邊に古代民族は居住せりと謂つても、山間の沼澤河邊か、或は實際の海岸であつたかは、其の遺物のみによつて容易に判断を下し難いのである。或はまた長い歲月の間に一地点の遺物が、深く土中に埋没する事もあらう。それが津波や地震等の爲め、上部に現れ出た場合がありとすると、其の發見地は非常な底地にある事となつて、やはり測定上に大なる困亂を來たさしてゐる結果が生ずる。又同一石器文明の種族でありながら、よほど後代まで残つてゐたものもある。例へば沼垂柵の設置は約千三百年前であるが、柵以北の山間又は湖邊には、尙同一文明の石器民族が生息して居つたに相違ない。かうなると一層困惑は困惑を重ねる事となつて、手のつけようがないとも思はれる。

第廿六節 信濃川溪谷と石器土器の發見地

汀線の測定と石器年代の計算には以上のやうな困難はある。然し同じ鳥居博士も、『私自身としては、矢張石器時代の年代は今日の所、不判明であるといふのが正當であらうと思ふ。然しい

石器年代
の計算は
先づ不可
能

つまでも之を不明の態度に抛置するのは、學界の恥辱であるから、將來の努力を要する』と云はれてゐる通り、此のまゝに放つて置くのは遺憾である。よしや不正確の譏は免れないにしても、できるだけ詮索の新方法を講じたいと思ふ。で私は先づ大膽に觀察の眼を廣げて、信濃川の溪谷に沿ふ土地に向けたのである。地質學上から云へば信濃川溪谷の沖積層も、阿賀加治其他越後北部の諸川が、生成せる土地も共に第四期の沖積層である、従つて下越の阿賀北が昔海灣であつたら、中間に障壁あつて之を遮斷せざる限り、信濃川の溪谷も又海灣であつたに相違ない。又阿賀北の汀線が、或はリであるなら、中越地方の汀線も、同時に、或はリである筈である。

かくと種々考察の結果、『摘み所』をやはり石器時代遺物の發見地に置いた。それより以外の手段は現在無いのである。即ち石器時代の遺物は、昔の所謂信濃川溪谷に沿ふ兩方の岸壁、とも云ふべき、山地又は高地にのみ發見せられた

信濃川溪
谷の兩岸
壁

か、或は現在の信濃川沿岸底地にも発見せられたか。若し何れかに発見せられたとし、其の地点が不規則な亂雑な点線上にある場合は格別、若し溪谷に沿ふ兩丘陵の一線上にのみありとすれば、其の線即ち石器時代種族の住居地である。無論當時に於ける唯一の住居地帯ではない。海灣に沿ふ居住地帯である。而して其の一線が當時の汀線であり、若し高底から見ての高度以下に、其の地点を認め難しとする場合は、尠なくとも其の高度を以て、當時汀線の高さとなければなるまい。若し又石器遺物の發掘地帯が、亂雑不規則であつて、何等の標準にもなり得ない場合は、私の此の計畫は失敗に終る、従つて他の新手段を執らなければならぬのだ。

先づ第一私の頭に浮んだのは貝塚である。信濃溪谷の兩岸に對し、地圖上貝塚の地名を探したが結局徒勞に終つた。唯ひとつ片貝と云ふ地名が眼に入つた早速地名辭書を引いて見る

唯一の地名片貝

其の四近に塚山來光寺の諸村ありて、信濃川を東に帶び北西に澁海川流る。

近郊所々に太古の石器を發見す。

とある。五萬分の一陸地測量部地圖に據れば、此の地点に標高の明示なしと雖も、北方來光寺及び澁海橋のあたりを三〇、二と量つて居り、大日本地誌卷五の地質概圖や、地質調査所の地圖を照合するに、信濃川のなせる沖積層、即ち第三期層と第四期新層との境界に當るのだ。尙此の附近としては、來光寺にも飯塚にも鴻ノ巢にも、石器遺物の發見ある事が解つた。此で此の地を中心振り出しとして、一方は北岸方面を探り、一方東南岸を探つて、下降せる結果は左の如き結果を得たのである。

(1) 溪谷の南岸を東へ降れば

片貝 鴻の巢 (三島郡)

鷺の巢長者原 (古志郡)

溪谷の東
南岸と石
器發見地

溪谷の西
北岸と石
器發見地

京澤 五十嵐神社々地(南蒲原郡)
朝日 程島 中島 矢津(中蒲原郡)
(2) 溪谷の北岸を降下すれば

片貝 來光寺 飯塚 長峯原 協之町(三島郡) 桐原 竹森(同郡)

渡邊 桔梗島 麓 彌彦(西蒲原郡)

驚くべし
皆三十米
突以上
此の曲線
内部は皆
灣太古の海

以上は信濃川溪谷の沿岸だけである。越後全國中、或は山間地から、或は海岸地から、遺物遺跡の發見せられた土地は幾らもある。が此處では其れ等の山間沿海の地を、暫時別問題として以上列擧の地点を實際地圖に照合して見れば、それこそ驚くべし、高度は皆三十米以上、位置は皆信濃川溪谷の沿線にあり、所謂沖積層と第三期層との境界を、山形に連絡して居るではないか。此の曲線内部が即ち昔日の海灣なりとの斷定が生ずるのである。
加之に研究の未だ不完全な爲めか、或は見聞の未だ足らざる爲めか、南蒲原

沖積層の
底地には
一も發見
地なし

此の斷案
と一除外
例

石器遺物
と先人の
知識

及び中蒲原の一般底地、換言すれば信濃川溪谷を成せる第四期沖積層の底地には、一として石器時代遺物の發見を聞かないのである。若し郷土史著者の擧げし貝塚貝バミ等の地点が、實際高度十五米に誤謬なしとする場合、或は今後三十米以下の信濃川溪谷底地に、尙石器時代の遺物存在が證據立てられたる場合私の此の斷案は根本的に覆へざるゝわけとなるのである。〃が然し其れは尙早計であらう、前にも些か述べし如く石器文明の人種は、石器時代に於てのみ存在せるに非ずして、案外近き千二三百年代までは、諸々に生存して居つたと想はるゝからである。要はたゞ今後篤學者研究者によつて、充分の遺跡調査を行ふ事である。案外の地点に案外な遺物が發見せられ、案外な「摘み所」即ち汀線測定の標準が生ずるかも知れない。從來の學者研究者が、如何に石器又は遺物に對し、幼稚な觀念を抱いて居つたか、二三の著作を參考の爲めに引用して見よう。

北越奇談 石鏃[○]は總て北越處々、山中ならびに古き社地城跡などにもあり。
 雷斧石を之に交へ出す。又俗に天狗のメシガヒと云ふ物を出す。石鏃に似て
 形異なり、三島郡には圓淨寺潟の北、京ヶ入村、渡邊村、長者岡、竹森、蒲
 原郡には伊夜日子、麓村の畑、黒瀧の古城等なり。
 と云ひ、又

越後野志 石努一名鏃石、古今醫統曰、石努即砒石之別名也、和名箭ノ根石^ヤ
 諸郡山野圃中古祠社地故城址に往々あり、雷斧石天狗飯七石を稀に雜へ出す
 俗に神軍の鏃也と云ふ。其形質の能似たるが故也、其色白黒青赤黃淺黃葱色
 班紫等の諸色あり、大さ七分より寸に不過、稀に二寸三寸四寸に及ぶものあ
 り、奇品とす。俗説に云、此物中にのみあらず、或は草木枝葉上、或は樹
 上朽損の穴中にもありて、空中より降る物なりと、眞に然るや否やを知らず
 或は云此物天工自造たらず、上古の人作ならんと。先年古志郡朝日村長者原

に得たる物、簇共に石に化せし者にて、今朝日村神祠堂中納め置くこと云ふ。
 古代及び石器等に關する、従前學者の知識を想見し得るではあるまいか。

第廿七節 三十の米線と三千年前 多少歴史上又は考古學上の知識ある者

なり、従來學者の諸研究から見ても、石器時代が確かに三千年前である、と云ふ
 事だけは理解し得るのである、が三千年の以上、其の以上と云ひ以前と云ふのが
 どれほどの數なのか、或は幾千年もあるのか、幾萬年もあるのか、又は案外短
 歲月であつたのか、實際解し難き未知數であつたのだ。第一年數計算の標準基
 点を何處に求むべきか、先づ以て大問題であり、寧ろ石器時代汀線測定よりも
 困難である。私は種々の文献をしらべた。文献上あきらかに解つて居るものは
 大化年間越後沼垂に、岩船に、柵を設置した事件であり、延喜式に記載の名神
 大社の存在する事である。延喜式は約九百年前の公文書であるから、是れ等名
 神大社の創立は、尠なくとも千年前、越後あたりの邊土に存在し、而も名社と

年數計算
の標準基
點

三十米以下に
は式内社に
社一もな

和名抄時
代の地名
も亦然り

一の重要
地點

して中央政府から認定せらるるまでには、相當の由緒歴史を有つてゐたに相違ない、百年乃至二三百年の歳月を経過してゐた事は想像がつくのである。然るに南蒲原郡井栗村の伊久禮神社、同加茂町の青海神社を實際の式社と假定して此の二社を除くの外、三十米以下の土地には、一も式内神社は無いのである。若し井栗と加茂の兩神社が、ほんとの式内社であつてくれれば、それでも汀線測定上に、それほど便利であるか知れないのであるけれど、此の兩神社の位置は當分假定の範圍を出で得ない、私自身としては寧ろ否定したのである。

第二には和名抄時代の郷名である。是れも殆んど三十米以下の底地には郷名の遺跡を發見し得ない。従つて八九百年以前、即ち和名抄の書かれた時代にも未だ三十米以下の底地には、一郷をつくるだけの土地開發はなかつた、と云ふ一事を知り得るのであるが、汀線測定上、石器時代の年數計算上には、格別の資材ともならなかつたのである。唯此處に一の着眼地點がある。而も其の地點

は當國歴史の上に、最も趣味あり、且つ比較的記録にも明載されて居る土地である。即ち今の中蒲原郡大形村から、北蒲原郡龜代村字龜塚を経て、笹口濱乙村とつゞく海邊の砂地にして、所謂砂門の發達せるもの、海拔約三十米、此の一帶の間には案外、高度の底い處もある、是れは必ず寛治年間に起つた津波の爲めに、變動を受けた終果であらう、先づ三十米が此の砂門一帯の高度と見ればよ。そも此の地帯には左の重要な事實が存在して居る。

第一、沼垂柵の設置、千二三百年前

第二、式内大形神社あり、約九百年前

第三、和名抄の沼垂郷、約八百五十年前

第四、石器時代の遺物あり、北蒲原郡龜代村字龜塚地内山王森、海拔約三十米

第五、式社市川神社がある（松ヶ崎、山王森、笹口濱、乙等の各地に其の存在を主張して居る。其の所在が果して以上の何れなるかは別として、兎に角此

此地人の
占據時間
は約三十
米乃至十
五米

の海邊一帯の地にある事だけは確實である) 詳細は後章式社の研究に論ずるが、式内神社には其の創立年代に於て、早晚の二期があるのであつて、此の砂間地に於ける大形神社も市川神社も、此のうちの後期に屬する。岩船又は沼垂柵の設置後に立てられたものに相違ない。尙此の地一帯は海邊であり、砂門であるから地面は狭小にして細長い。故に人間が占據し揚るに到つた時は、尠なくとも最高處が、十米乃至十五米まで發達した後であらうと思はれる。現に今日埋木の發掘せらるゝ胎内川口海邊に近き處は約三十米あり一帯の脊骨をなして居るのであるが、埋木は約十米の地點から堀り出される。是れは寛治年間の津波で土地崩壊し、例れたものである事は、其の木が皆根を北にし、枝を東に向けて居るのでも明瞭である。即ち津波の引水に際し堀り例された終果である。此の樹木が土地に生育するほど發達した時が人間も住居し得た時期であつて、樹木が十米の高處に繁茂したとすれば、人間

土地發達
は百年間
に一米

片貝の沿
岸時代の
約三千五
百年乃至

も其の十米に土地が發達した時から、居住し始めたものと見てよろしい。然し此の地に人間が繁殖し、沼垂に柵を設けて夷族に對する防禦線となした時代は尙土地が發達せる後と見なければならぬ。無論精密な計算は不可能にして、約十五米と見て大差はあるまいと思ふ。即ち柵及び神社の設立を千二百年前とし、當時の土地の高さを十五米とする。而して現在の大形村字物見山が海拔二十八米とあるから、其の後千三百六十年間に、十三米強の土地が發達し、汀線が其れだけ移動した事となるのである。換言すれば千年間に約十米、百年間に一米づゝ砂門は發達し、汀線が移動したのである。尺度をあてゝ物を量るとは異なる。以上は假定であり想定である。而して再び眼を信濃川溪谷、當時の沿岸と思はるゝ一帯の山地へ向ける。と第一三島郡の片貝は、海拔約卅五米乃至卅八米の地點なるが故に、片貝を海灣の沿岸とな

八百年前
神武帝時
代汀線

四道將軍
時代は上
西川村か
ら王子川
村に至る
二十米線

せる時代は、凡そ今を去る三千五百年乃至三千八百年前となり、神武天皇時代を二千五百年前とすれば、其の時代の汀線は二十五米、即ち東岸は宮内邊から北は才津を経て下條關原に至るの一線、四道將軍派遣の崇神朝には、約二千年前として、東は富曹龜村から、上川西村を経て、王子川村に達する二十米突線となり、降つて紀元千二百年頃に至れば、汀線は十二米の高度へ移動し來り、三條町から西蒲原郡島上村邊を邊を経て、南蒲原郡國上村字竹ヶ花あたりへ出づる一線となるのである。而して西岸としての汀線は、何れも第三期屬に屬するが故に、單に地點は降下するけれど、石器時代より依然として變化は無い。例へば古津程島（中蒲原郡）の地は石器時代の海岸なると共に、汀線が七八米の底地に降下するまで新津邊が陸地となつて出現するまで、等しく海津として存続し來つたのである。

菅谷石動

次に下越地方では、菅谷村字小出、川東村字虎丸、米倉村字江口、中浦村字

附は太古
の海岸

浦村の高地より、眞木山陣峯の丘陵地を島として、笹岡村太郎丸七浦を通り、安田村地内ヅベタ岡、それに阿賀川邊は安田村字石間まで上り、中蒲原へ入つては、早出川を川内村字水戸野まで上る、村松町の愛宕山一帯の高地を一の浮島と見て、對岸は大蒲原村及橋田村の高地を、新津町へ下る一線が、石器時代に於ける汀線となるのである。

貝附のセ
バの渡は
一の海狭

又中條から岩船郡にかけては、金塚村貝塚（若し實際十五米以下とすれば、同附近の山地）中條町字羽黒、黒川村、荒川口は貝附（或は尙上つて關谷村字土澤邊）、平林村及神納村字小出、上助淵七港、岩船町の三日市へつゞく一線である。而して今の海邊砂門の地は、最高三十米に過ぎざれば、大形村より岩船に至る各村落は、初期の石器時代には未だ其の生成を見ず、約三千年前後から、そろ／＼砂濱の一角を出しかけたものであらう。三面川流に於て然り、糸魚川、直江津柏崎等に於ける、同一沖積地對河川の作用、及び土地の發達、汀線の移動

高田地方
は未だ海
底にあり

佐渡の國中も昔は海に濱しては、皆同一の測定で知り得る。佐渡に於ける國府川の作用も亦然りである。無論其の土地の形勢土質及び風威の傾向により、河川の作用力は全然同一なりと云へ得ない。かの攝津淀川に於ける用作と、信濃川の作用とは同一に語る能はず、埃及のナイル亞米利加のミシシッピと、信濃川淀川とをも、亦同一筆法で論ずることは能ない、唯是れは大體論として承知しなければならぬのである。然らばかゝる海灣の地に、太古如何なる人種が占據して居つたか。我が出雲系又は大和系の民族は、何年代の昔より、當地へ移動し來たものであつたか。次に研究して見ようと思ふのである。

第六章 先住民族

第廿八節 先づ之を文献に徴す、第廿九節 土蜘蛛 佐伯 國栖 小井 而村の遺光 第卅節 蝦夷 第卅一節 肅填 第卅二節 當國居住の古代民

族と鬭争

第廿八節 先づ之を文献に徴す

各地より發掘せらるる石器及び土器が、我が日本民族祖先の使用せる物に非ずとする以上、既に或る種族の本土に占居せる一事は、之を疑ふの餘地が無いのである。而して其の先住民族の如何なるものなるかを知るには、先づ以て考古學人類學上の深き知識を要し、其れ等の科學上より殘されし遺物を比較研究して、始めて先住民族に就いての、正確な理解を得ることとなる。が茲には先づ之を文献の上より、一應點檢して見たいと思ふ。先づ前に揚げし

一書曰、是時素盞鳴尊師其子五十猛神、降到於新羅國、居曾戶茂利之處、乃興言曰、此地吾不欲居、遂以埴土作舟、乘之東渡到出雲國簸川上所在鳥上峯、時彼處有吞人大蛇、尊乃以天蠟研之劍、斬彼大蛇、時斬蛇尾而及缺、即擊而視之、尾中有一神劍云々

石器時代の遺物の比較研究が最大必要

佐渡の國中も昔は海に濱して

出雲の八股蛇

是れは書記の中に見ゆる、有名な大蛇退治の一神話である。此の蛇と云ふは無
論一の譬喩であつて、奇稻田姫親子を苦しめしも異人種に相異なる。古事記で
は越の八岐大蛇と記せるが故に、越地方から侵入し來れる異族の一種であつた
ろう。

同書記神武帝東征條に

長髓彦

更欲東踰膽物山而入中洲、時長髓彦聞之曰、夫天神子等所以來者、必將奪我
國、則盡起屬兵、激之於久舍衛坂。

髓長きが故に此の名あり、髓長きは即ち身體の大和民族に比べ、長大なる爲め
にして、足れ亦一異種である。同書記

骨兄
猾猾

秋八月甲午朔乙未、天皇使徵兄猾及弟猾、是兩人菟田縣之魁師者也、時兄娟
不來弟猾即詣。

とあるが、是れも異族であらうけれど、兄猾來らず弟猾のみ詣るとあるから、幾

井
光

分温順なるものか、或は我々の祖先と既に早く接觸して居つた種族と見ゆる又
親率輕兵至吉野、時有人出自井中、光而有尾、天皇問之曰汝何人、對曰臣是
國神名爲井光、此則吉野國樞部始祖也。

まさか尾があつたと思はれないが、二千五六百年の未開時代の事として、どんな
人間が住んでゐたものか断定は能ない。兎に角井中より出づとあるから、一種
穴居の人種たるや疑は無い。唯臣是國神とあつて、神武帝東征以前に、早く本
土に占據せる大和民族の一派とも思はれぬでない。殊に臣は是れ國神と、其
の臣稱を用ゆる處頗る意味あり、後世史家の單なる史筆の作用のみとせば格別
然らざれば幾分の疑問が残るけれど、之も先づ異族の一と見做し、同景行帝記
に

鼻垂耳垂

熊襲反之不朝貢、五月到周芳洲落、爰有女人曰神夏礎媛、其徒衆甚多、一國
之魁師也、啓曰今將歸德、唯有殘賊、一曰鼻垂、妄假名號、山谷響聚、屯結

先住民族

於菟狹川上、二曰耳垂、貧婪屬略人民云々、此の他麻剝あり土折猪折の名も見える。又、有女人曰速津媛、爲一處之長、謠言茲山有大石窟、曰鼠石窟、有二土蜘蛛住其石窟、一曰青二曰白云々、要するに帝西征の沿道出沒せる、如上の種族は皆土蜘蛛族と思はれる。早津媛神夏磯媛等とあるのは、女の酋長であつて、當代の蕃族ともは何れも女人を、族長として推戴して居つたものらしい。常陸風土記に、古老曰昔在國栖、(俗語曰都知久母)、又曰夜都賀波岐、山之佐伯野之佐伯、普置堀土窟常穴居、有人來則入窟而竄之、其人去更出郊以遊之、狼性梟情、鼠窺掠盜、無被招慰、彌阻風俗。之によつて觀れば、國栖種も土蜘蛛も同種であり、啜の長い種族も亦同種らしい。山の佐伯野の佐伯も同一なのか、此の文意では些と理解し難い点がある。

八掬脛

然し是れ等種族の生活状態が、性情風俗か、或は常居窟、人來ればかくれ、去れば又遊ぶと云ひ、或は狼性梟情、鼠窺掠盜、と云ふ、短い此の文章の中に、よく描寫せられて居るではあるまいか。

釋記引用越後風土記に曰く

美麻記天皇御宇、越國有人名八掬脛、(其脛長八掬、多力太强、是出雲之後也)、其屬額多。

とある。越後八掬脛は常陸風土記の、夜部賀波岐と同一種族か、後文出雲之後也とは、出雲族の後裔なりとの意味か、若し然りとせば、一名國栖なる常陸風土記の種族も、神武東征記に於ける井光も、皆同じ出雲系となるわけである。果して如何か。

日本記略前篇六、欽明天皇五年條、十二月越國言、於佐渡島北御各部之碕岸有肅填人、乘一船舶而俺留、春夏捕魚充食、彼島之人言非人也、亦言鬼魅、

佐渡の肅填

不_レ敢_レ近_レ之(中略)、不久如言被抄掠、是れは肅填なる種族のために、佐渡人が抄掠せられた、この事實を語るものである。尙其の他蝦夷及び隻人等に關しては、茲に更めて文献を擧げるまでもあるまじ。

以上例示せる種族を數ひれば

- 一、蝦夷
- 二、國栖
- 三、佐伯
- 四、土蜘蛛
- 五、井光
- 六、熊襲
- 七、隼人

等の七種となり、尙赤青鼻垂耳垂の族を、獨立種と見れば、より多數にのぼるのであるけれど、右七種すらも、中には同一人種と見做さるゝものもあり、又我越後史上、細分して詳論する必要もないから、茲では省畧する事として蝦夷だけに就いては

- 一、越蝦夷
- 二、熱蝦夷
- 三、龜蝦夷

の三區別を稱するものがある。然し越と云ひ熱と云ひ龜と云ふ、若し單に其の所在地、又は習性の相異から起つたに過ぎないとすれば、徒に名稱をのみ複雑ならしめ、敢て重要な意味をなさない。或は根底から異つた種族であるけれど東北占據の住民を、一般に蝦夷と云ひ來つたものゝ、後日其の同一種族に非ずと知れ、殊に差別的文字を頭上に冠らせしものとすれば、是れは重大な問題で

ある。以下各族につき一々詳細に研究して見よう。

第廿九節 土蜘蛛—佐伯—國栖—井光

土蜘蛛とはツチゴモリ(土隠)の義に

して、穴居生活より此の稱ありと想はる、釋日本記引用の攝津風土記に

宇彌備能可志婆良能宮御宇天皇(神武帝)世、土蜘蛛(此人恒居穴中、故賜賤

號曰土蜘蛛。

とあるに見ても知れる。其の如何なる種族なるやに就いては諸説あり、中に重なるものを擧ぐれば

- 1、馬來人種若くは類似黒奴か、(三宅米吉博士著日本史學提要)
- 2、コロボツクルと説く、(中田薫氏)
- 3、土蜘蛛なる人種存在せるに非ず、邦人の見て異種となす者總べてを呼べる稱號なり。(小林庄次郎氏史學雜誌)
- 4 後世の國栖飛彈人等が、其の裔也、(喜田貞吉博士歴史地理)

佐伯族と
濊族

國栖は土
蕃か

等諸説一定せざれど、要するに佐伯族とは濊族の轉訛せるものにして、濊族は朝鮮漢城の東北に當れる土地に原住し、長槍を振り強弓を引き、步線の特長とする、軀幹長大、故に八掬脛の名稱がある。最初は支那の北方より南下し、句驪(高麗)の地に移り、尙進んで我が國へ渡來せるもの、歐露人の混血種族だと云はれて居る。佐伯が國栖と同一なら、國栖も此の濊族の一であらう。又國栖は土蕃の稱クニヌシ、クヌシの約で、姓氏錄大和神社別條に、「國栖出自石穗別神」とあり、石穗別神とは所謂國神か。記畧應仁天皇十九年條に

冬十月幸吉野宮、時國栖人來朝、因以釀酒獻天皇、而歌之曰云々、歌既訖則打口以仰笑。今國栖獻上毛之日、歌訖即擊口咲者、蓋上古之遺則也。史國栖者、其爲人甚淳朴也、每取山菓食、亦煮蝦蟇爲上味、其土自京東南之、淳山而居吉野河上、岑嶮谷深、道路狹巖、故雖不遠於京、本希朝來、然自此之後屢參赴、以獻上毛、其上毛者栗菌及年魚類焉。

古代大和
人種と血
族的關係
の有無

と見へ、吉野北方の此種族は、よほど早くから大和民族に和合したらしい。彼
大嘗會の節會に國栖奏とて、國栖人が參賀し歌笛を奏するの例がある。常陸風
土記が此の族を評して、「狼性梟情、鼠窺掠盜、彌阻風俗」と言つたのに比較す
ると、大に異なつて居るけれど、それは環境の相異に歸因せるが、井光と云ひ
國栖と云ひ佐伯と云ひ、同一族か、日本人種と古代何等の血族的關係はなかつ
たか。茲に疑問として殘し置く事とする。蝦夷は後代の歴史事件として、絶え
ず舞臺を騒がせ居るに關らず、國栖井光等の名が、あまり多く出て來ないのは
兎に角早く歸順し同化せる結果であらう。

第卅節 蝦夷とは何ぞや

蝦夷とは今北海道に残れるアイヌ族の事である
長い壓迫の爲めに、哀れな亡國人の面影を留めて居るけれど、我が上代にあつ
ては、勇悍な一種族であり、其の抵抗の歴史は、殆んど我が上代史の半ばを占
めて居る程である。此の種族に就いても學者の説は一定してゐない。

219451

蝦夷の統
一的訓練
を缺く

- 1、日本固有の土人にして、王化の東漸に連れ、漸次逐はれて渡島國に渡り
以て今日アイヌの先をなせり(固有民族説)
- 2、上代蝦夷島の土人、我邦の北邊に渡り存せるもの(北方侵入説)
- 3、蝦夷人の音貌魁岸、骨格の雄偉なる、恐らくは白哲人種なるべし(同渡
來説)

等あり、書記に「男女皆文身推結、冬は穴居し夏は出て櫟に居し、五穀蠶桑
なく、鳥獸を射て食となし、羽皮を以て衣とす、勇悍強暴射に巧に、常に矢を
髻中に藏し、好んで劫盜をなし、趨健飛ぶが如く、君長なし」とあるから、強
暴ではあつたけれど、統一的訓練を缺ける未開人であつた。まだ農耕を知らず
僅か狩獵によつて生活の資を得て居つたのである。景行帝の二十五年、竹内宿
禰をして東方の風土を巡察せしむ、歸り奏して曰く、「東方日高見國あり、土地
沃壤にして曠し、蝦夷住む、撃つて取るべし」と。次いで日本武尊の東征となり

元明天皇和銅二年、又陸奥越後の蝦夷、勢頗る猖獗なりとの飛報が傳はる。實に代々の朝廷は蝦夷征服と、其の懐柔とのために、苦心し努力せられた事は、史上の記事あきらかに之を證明して居るのである。

抑も、此の蝦夷は、熊襲の多くが南海の部分にのみ局限せるに對し、山陽山陰から北陸東海東山の諸道を占め居つた。其の名は濊の佐伯に轉訛せる如くやはり朝鮮の北境、長白山陽の沃沮から來た者なりと云ふ。唯蝦夷中の龜蝦夷に至つては、同一族名を負ふと雖も、果して越熟等兩蝦夷と同一か、否かは頗る疑はしい。或は肅慎人即ち後の挹婁人が、樺太千島より來りしものかとも思はれる。性暴殘忍にして耕作を知らず、専ら石鏃を使用し常に堅穴に居り、多く奥羽の東海岸を其の根據地として居つた。越後出羽秋田地方の蝦夷が、比較的温順のためか、早く征服せられ歸順せるに反し、奥羽蝦夷が頑強に抵抗せるは、此の間の消息を語るものであるまいか。

蝦夷の本
據地は廣

沮
伊ツと沃

トルスト
イ伯の顔

イゾの進
路と退路

前掲の一説、蝦夷を白哲人の混血種族なりとなすもの、亦大に味があると思ふ。彼のトルストイ伯の寫眞を一見する時、誰人も先づ想起するのはアイヌ型の顔であらう。蝦夷は古郷を遠く中央亞細亞の高地に發し、或は北漸し或は東進し、朝鮮の地に入り日本の地に、出雲方面或は能登方面から移り來つたものであるまいか、それが日本祖先の第一期移動、即ち出雲朝の種族のために、次第に追はれ、北へ北へと退却したのではあるまいか。今日北海に其の跡を留め居る点から見て、北海より來り山陰山陽方面へまでも、廣まつたと云ふより、此の如く解する方が、寧しろ適當なる考察ではあるまいか。

第卅一節 龜蝦夷及び肅慎

今の松花江、烏蘇里、黑流江流域にありしヂン

ギス族を、肅慎と云ふ。支那では其の名古くから聞え、周代既に知られて居つた。主なる生計の法はやはり漁獵であつて、漢代以後其の名見えないけれど、當時挹婁の稱呼ありし者、即ち此の種族を指したのである。初め唐の勢力が強

肅慎人と
オロツコ

大にして遠く北方滿洲及び沿海洲の諸域に及んだ結果、彼等は從來の根據地を追ひ出されて路を東北に取り、樺太から北海道に入り、尙廣く本洲にまで移動し來つたのである。鳥居博士の「有史以前の日本」には、肅慎人の事を「オロツコに就いて」と云ふ題目の下に、詳細書かれてある。便利のため其の一部を茲に轉載して見よう。

樺太には南にアイヌ、北海道ヤム島に居るのと同類のアイヌが居り、北方にはギリヤークと云ふのが居つて、西比利亞の大陸に足をかけて居る。アイヌも樺太南方に居りながら、赤北海道へ足をかけて居る姿である。而してオロツコは主として、樺太の東海岸と中央部に分布し、日本の領地に居る方が多く、露領樺太に居る方が最も少ない。是れは肅慎靺鞨又は女真として知られて居るもので、ツングース民族の系統に屬する。言語は明かにウラル、アルタイの語系にして、滿洲語、蒙古語、土耳其語などと同語である。(中畧)

北海道手
宮のトル
コ文字

以上に依つて見れば、今日のアイヌが日本人に追はれて、未だ北海道から樺太へ行かない以前には、樺太の中央部から南部へかけて、オロツコの屬地であつたらうと思ふ。齋明帝の時に蝦夷が、肅慎人が來て困ると謂つたのは、其の消息を示したものでらしい。即ちオロツコは、樺太から南下して北海道に來り、アイヌは日本人に追はれて、次第／＼に樺太に北上し、遂にアイヌ對オロツコの大衝突となつたのである。云々

現在北海道の手宮に、古代文字の書かれた洞窟があるさうである。其の説明書に依れば

『我は大衆を率ゐ――大海を渡り――戦ひ――此の洞窟に入つた――』
と云ふ土耳其文字で書いた、靺鞨語であるとの事だ。而も千二百五十年以前のものと云ふ。試みに當時の事件を書いた日本書記を開いて見ると、齋明天皇四年の條に

「此歳越の國守、阿部引田臣比羅夫、肅慎を討ち、生熊二つ熊皮七十枚を獻る」とあるを首めとして、五年正月、六年三月等に、同阿部臣が大艦隊を率ひて出征せる事が書かれてある。而して其れが千二百餘年前とすると、手宮の古代文字は、果して何事を吾人に教へ居るであらうか。

第卅二節 當國居住の古代民族と其の鬭争

以上の種族は日本全土から見た

る先住民族であるが、此れ等の總べてが我が越後の地に占據してゐたものか、或は此の中の或る種族のみが居住してゐたのか。熊襲隼人のゐなかつた事は、多少歴史眼あるものゝ直覺的に感知し得る處であらう。而して其の他は全部が我が越後に居つたと思はれる。前掲釋記引用の越後風土記に、八掬脛の名あり出雲風土記の國栖も亦夜都賀波岐とあれば、八掬脛、國栖、佐伯等皆土蜘蛛の同一種別と見做さるゝが故に、土蜘蛛の居住は争ふ餘地が無い。蝦夷の居れるは言ふ迄もなく、寧ろ越地其の本據地に非ずやと思はるゝ程である。尙肅慎が

越後はイ
地ゾの本據

欽明の朝佐渡の海岸を荒し廻はつた事件は、文獻の明記する處であるが、其の佐渡からか、或は北海方面よりか、何れにしても越後の地を占據して居りしや否やは、頗る疑問に屬するのである。

然らば以上の先住民族は、どんな案配に分布し、どんな順序で移動し來り、我々祖先の大和民族又は出雲系の人々と、どんな状態の下に交渉して居つたかは今日に於ける吾人の知識だけでは、容易に解決を下し難き問題である。唯我々は石器土器の遺物發掘によつて、我々の祖先と諸夷族との衝突と移動とを、推定し得るのであるけれど、其の材料すら今日では不足であり、不完全である從來の學者は遺物土器に對し、彌生式と云ひ、繩文式と云ふ名稱の下に區分し民族の分布系統を論じて居るのであるが、それも決定的のものとは思はれない要するに人類學、考古學、土俗學等の科學が、今後十歩も二十歩も進んだ曉に於て、始めて解決し得べき問題であり、我々は互に先づ材料の蒐集に努力すべ

華夷對抗
の研究材
料は未だ
足らず

先づ材料
の蒐集に
取れ

太古の日本
本海は地中海
の地

きてあらうと信するのである。が我々は次のやうな事だけは、想像もつき又言ひ得ると思ふ。即ち現在の日本海を周れる諸國一朝鮮、沿海洲、樺太、北海道本洲の北陸山陰の兩道一が、あたかも中世以前の歐洲に於ける地中海を中心として、羅馬埃及希臘の諸國が、相争ひ相興亡せるが如く、或は追はれ或は逃げ或は興り、或は亡び、以て有史以前の相當に長き年代を經過したものである。

第七章 特殊地名と民族接觸の考察

第卅三節 特殊地名の意義 第卅四節 ウシクビ（丑頸、牛首丑頸等）の地と天王祠 第卅五節 海府と粟島と岩船と 第卅六節 流布傳説の一としての眞野長者

第卅三節 特殊地名の意義 圖上無數の地名を探れば、實に千差萬別、中には同一のものあり、類似のものもある。如是の種々雑多な地名は、なんに因つ

地名の五原因

て起りしか、近世に屬する新田地は暫時間は、皆據つて來る處があると想はれる。今其の原因を左の五種に區別して見たい。

- 一、社寺に因めるもの 例 寺山、宮下、宮内、門前等
- 二、地形より來れるもの 例 川口、川尻、中山、船戸、麓、津等
- 三、行政區轄の名残り 例 下條、上條、保内、本郷等
- 四、居住豪族と縁因あるもの 例 館村、上館、村上、小國、竹股、椽尾等
- 五、その他

以上の外に尙小さく、其の原因を分け得るであらうけれど、茲には大体に留めて置く。而して地名が如是の原因を有するとすれば、其の地名に因つて、土地の因縁を知り、沿革を知り得るのが普通である。例へば門前の村名に因つて、我々は其の他か大寺名刹の所在地であつたと想像がつく、川口又は川尻の名によつて、其の地が嘗て或は現在に於ける、川の會合する地又は河水の海灣へ注

地名は土地の沿革を語る

ある地名
は行政區
轄の名残

地名は暗
黒時代の
曙光

ぐ尻口なりと察し得るのである。又條保の名によつて、其の地が上世の行政區割の名残である事に心づくであらう。比くして我々は、それ等の地名から、文献になき土地の沿革や地形を解し得るではないか。今日では海口を去る遠き地點に川尻なる村名ありと假定せよ、之を説明すべき何等の文献が無いとしても我々は昔日此の地方が、海邊であつたと察し得るのである。故に無数の村名中ある特殊のものには重大な、地理學上、歴史學上、價值ある点を忘れてはならぬ。殊に大にしては其れ等の地名の新舊により、土地開發の早晚を知り得るのみならず、此の地上に治臨せる史的氏族又は人物の跡を、たづねて暗黒な時代解決の上に、一点の曙光を認め得る事がある。一般史に入る以前、あらゆる方面の基礎準備と研究とをなすの必要は、實に此の点に存すると思ふ。

第卅四節 丑頸牛首丑頭の地と天王祠

今當國地圖を開いて、一々村名又は字名を吟味すると、ウシクビの名稱が所々に見ゆる。或は丑首と書き、或は牛

ウシクビ
所在地

頭と書き或は牛首と書かれてあるけれど、皆牛頭のウシクビより來れるものである。而して此のウシクビの地には、必ず牛頭天王の祭祠がある。今日無くても一度は必ずあつたに違えない。其の例を擧げて見よう

- 1、北蒲原郡五十公野村字丑首、現在天王祠の有無は知らないが、直ぐつゞいて天王原なる字名あるより見るも、丑首に天王祠あり、それへの途中原なるが故の地名に疑ひない。而して此の天王祠は、現在中浦村池の端へ移されたのではあるまいか。
- 2 南蒲原郡鹿峠村字牛首、此の地に牛首薬師がある、是れ神佛混合時代の改稱であつて、最初は牛頭天王であつたらう。
- 3 三島郡深才村(或は宮本村か)字牛頭、此の地には天王祠果してありや否や、未だ調査せざれど、天王祠あつての牛頭の地名と想はれる。
- 4 中魚沼郡川口村字牛首、も前同断である。

ウシクビ
は牛頭天
皇の牛頭
より来る

新羅の曾
戸茂利は
牛頭の義

詳細に調べたなら、尙他にもあろうが、先づ右四個處だけを擧げて、一の考察に就かうと思ふ。抑も牛首天王は牛頭天王の訛字であり、其の根源は遠く新羅國にあるのである。久米邦武博士「日本古代史第二十三〇」に「素盞鳴尊、始め新羅に坐して、此に居るを欲せずと興言し給ひる曾戸茂利は牛頭の義なれば、後の江原道春川府牛頭洲に適當す云々。」とあり、又曰く「韓古史斷に

東國輿地勝觀に、「新羅時爲北岳、祠在山頂俗爲天王堂、本道及慶尙道傍邑人、春秋祀之、繫牛於神座前、狼狽不顧而走、曰顧之神知不恭而罪之、云々と、牛頭天王に緣由、なしとせずと考證されたり云々。」又

書紀一書に「素盞鳴尊居熊成峯、而逐入於根國者矣とあり、熊成は今の忠清道公洲なり(中畧)、前の曾戸茂梨といひ、此熊成といひ並に、素尊の勇敢に

牛頭天皇
はスサノ
オと尊を
祭る

して、進取の氣象に富み、韓地の騷亂に當りて辰國の安全を、圖り給へる武烈を窺知せらるる。後に牛頭天王と申し、又は新羅明神と申して、衆人の渴仰は冷へず云々

新羅天王牛
頭尊に牛
首の地係
あり

と、熊成峯を素尊崩御の地となすに就きては、諸學者間に議論ありと雖も、新羅牛頭天王素尊牛首の地、とに一大關係のあるは、否定能まい。尙北浦原郡笹口濱に、須賀神社あり、俗稱之を「笹口の天王様」と云ふ。而して其の祭神は素盞鳴尊なる点を見ても、各地天王祠も亦等しく、素尊を其の祭神となせる事と想はれる。

加之、此のウシクビの地は、當國開發の順序上、最も早期に屬し、頗る重大な要處である点を、看過してはならない。先づ其の所在の地形を見ると、必ず其の附近に式内神社が存在して居るのである

第一、五十野村地内の牛首は、式社石井神社、同村字五十公野にあり

牛首の地
と式内神
社所在地

第二、鹿峠村地内の牛首は、同村字飯田に式内伊加良志神社あり

第三、川口村地内牛首に、同村川口神社があり

第四、三島郡の牛頸所在地附近だけは、式社の有無未定であるけれど、關原より飯塚、片貝等各地一帯には、石器時代の遺物が出るのであるから、以上の事實は我々に對し、なにを語り何を教ゆるものであるか、尠なくとも二ケの重大意味があるではないか。

1、當國開發の順序よりすれば第一期に屬し、出雲朝又は韓族系統の足跡を印せるもの、2、遠き上代より、既にある種族の占據地であつた。

第卅五節 海府と粟島と岩船と

上越系魚川附近は古事記、沼川姫と大已貴命との結婚神話によつて、出雲朝との深い關係ある事は(後章に詳論)、歴史的知識の多少ある者なら、誰人も知る處であろう。が茲に尙一つ、上越とは全然

伯耆の海

同彦名村に粟島あり

反對の下越に於て、地名上一會密接の關係を語るものがある。先づ地名辭書を開いて伯耆の部を見ると

西伯郡皆府、今福成村と改む、弓濱の東界とす。風土記逸文に、『餘戸里粟島と云、餘戸又海部の假借とす、但し此餘戸は和名抄に見えず會見郷に併せられし如し。』

直ぐ次に粟島、皆生の西一里半、米子の西北一里、今彦名村に屬す、往時は海中の一嶋なりしと云ふも、後世全く陸岸の一丘となる、風土記に此を以て、少名彦命の故蹟と戴せしに因り、和名に彦名と命じぬ云々

日本紀監士傳云、伯耆國風土記曰、推見郡々家、西北有餘戸里、有粟島、少日子命、葦粟、秀實離々即戴、彈渡常世國、故云粟島也。神神祇志科云、少名彦命、葦原色許男命と兄弟となりて、心を一に力を戮せ、葦萱を殖生しつゝ

此國を作り堅め給ひ、また顯見蒼生及畜産の爲には、其病を療す方を定め、又鳥獸昆虫の災をはらはんとしては、禁厭の法を定め給ひき。是以百姓今に到まで威く其の恩頼を蒙り皆効驗あり

次に^{ウツシキアチヒトクサ}出雲國能義郡を見る

長江山、風土記母里郷の條に、大穴牟遲神此山に還來ますこと見え、鈔註に小竹村の岩船山にあてたり、岩船山は赤屋の東南にして、伯耆の會見、日野及び本郡に跨り、一方の鎮山とす

即ち出雲と伯耆との國境―昔は出雲に屬せしと思はる―に、カイフ、アワシマイハフネの三地名があり、而して共に餘戸郷に屬して居つたと云ふ。今之を我が岩船郡と對比するに、先づ岩船の地あり、それから續く海岸一帯の地を海府と云ひ、少し離れて海中粟島があり、和名抄では此邊を餘戸郷と呼んで居る。然らば此の類似の點を如何に説明すべきかである。唯單に暗合と見てよいか、

岩船山又
出雲國境
に跨る

西地とも
和名抄の
餘戸郷に
當る

或は山陰に於ける如上の地方が、其の風土記に語れる如く、大已貴、少名彥二尊の國作上、活動舞臺なりしやうに、此の地方も亦出雲族が、活動の振出地ではなかつたか。

第卅六節 流布傳説の一としての眞野長者

前述地名よりも、尙一會類似し

て居るものは傳説である。種々の傳説は處々の地方に流布する。中でも最も流布の廣いのは、朝日長者と眞野長者の二つである。茲では後者を其の一例として擧げて見よう。北蒲原紫雲寺村の地内に、眞野原及び長者館の地名あり、昔眞野長者此の地に居住せりと云ふのである。此の傳説に就いては郷土史概論の大本氏が詳細に書いて居る。要點だけを抜載しよう。享保年間に書かれし紫雲寺新田由來記と云ふものがあり、眞野長者の傳説として

其の頃瀉の西縁に紫雲寺と云ふ寺あり、又字長者館に眞野長者とて一の豪家が住んでゐた。娘の名をお福と呼ひしが性質至つて淫奔、紫雲寺の弟子に戀

朝日長者
と眞野長
者

慕し、十度百度文を送れど、若僧諾と承知をしない。お福は情火の苦惱堪へ難く、はては寺へ押しかけ弟子を捕へてかき口説く、弟子もうるさく思ひ彼方此方と逃げ廻るうち、如何なる宿世の悪縁か、家裏の泉水へ落ちた。とお福も續て飛び込んだが、あゝら怖ろしや、乍ら變る大蛇の姿、小僧も然り、於此寺中俄に大騒動となつたものゝ施すべき手段もなかつた。そのうちに電雷大雨車軸を流すが如く、晝夜の別なく六日七夜も止まず、山は崩れ田は流れ、五百年來の田畑も水底に沈む、そこで時の代官より高僧に祈禱を頼んだ結果七日目の朝に至つて大雨も遂に止むだ。然るにお福は此瀉に居らずして一里南方に三里四面の水を湛へて瀉となし、身は其の主となる。今の福島瀉即ちそれである……………。

福島瀉と
娘お福

福島瀉は寛治年間の大津波のため、完全な湖水となつたのである。それをお福に假拵して福島瀉と云ふとは、なか／＼に面白い脚色である。大木氏は評して

居る。又氏は眞野長者の有無に就いて、（以下略）寛治三年の古代繪圖に紫雲寺瀉の名あり、又山林の一帶を長者波と稱してゐた。又長者堀と云ふ川跡もあつた、現今長者館、眞野、眞野原等の大字名を遺し、大字長者館より丹朱を埋藏せる甕を發掘し、無數の古墳時代の土器鐵滓の發掘などを考へ合せれば、正しく居住せる者と認めなければならぬと云ひ、居住年代に就いては、（以下略）

大津波前なる寛治三年の古代繪圖には、既に山林一帶を長者波と云つて居る此の點より見れば少なくとも平安朝時代である。丹朱を埋藏せる甕の發掘より見れば、丹朱を貴重品として取扱ひし、上古夷族の風習も現はれて居り、甕は平安朝時代のものである。その他古墳時代の土器等より堆考しても、平安朝若くは其以前なる事明かである。丹朱の埋藏より見れば、上古蝦夷の首長又は豪族である。發掘せる佛像につき調査をすれば、平安朝の特長を有す

豊後國と
眞野長者

るものもあり、奈良朝時代の特長を有して居るものもある、云々と説いて居る。而して長者傳説が、同じ豊後國にあると云ふので、いろいろ調査せる結果、豊後國誌に

昔眞名野長者と云ふ者あり、敏達朝の人にして深く三寶に歸し、臼杵莊に於て祇陀療病施藥安養快樂五院を創め、紫雲山満月寺と名く云々とあり、次に大正六年大分縣大野郡、三重町役場の調査報告文中に長者が沙門蓮城のため、建立せる蓮城寺所藏和讃があつて、中に殿をあらため、山を開きて畑となし、谷を埋めて田を作り、數千町歩の主となり、僅か三年過ぎざる内に、五十七個の家藏作り云々此くて玉のやうな女子分娩、磐若姫と名づけしが、無双美人の譽高く、欽明帝の十四年、隼人正を勅使とし姫獻納の宣旨が降る眞野長者に宣旨を賜ふ、茲に橘豊日の皇子變裝して下向す、折柄病める姫の

眞野長者
は欽明朝
の人

爲め、射を試みて病氣を治し、遂に夫婦の盃を結び歸京する。後磐若姫も皇子との間に出來し玉繪姫を携へ、上京の途に着いたが、海上難風に會ひ遂に難破の災に會ふた。

と、又蓮城寺縁起に然京師尾輿大臣、傳聞請長者異國、以沙門集異形之像、其爲不祥也、大怒日急相須園長者之宅燒亡焉、隼人正密馳走者通此事、長者慨然奉沈二尊于金龜淵隱密焉云々

とある。で同氏は難をさけてか、或は夷族教化の爲めにか、又は漂着せる爲めかは不明なれど、兎に角地名寺號其の他の狀況より推考する時は、長者の轉住し來つた事は疑なく、郷土と豊國の長者とは同一なりと信ずる、との斷案である。我々は先以て同氏の詳細な調査の勞苦に對して、敬意を表する。實際單に流

原津とは何處か

第卅七節 古津と新津 地名辭言に曰く

古津。今金津村の大字とす、陸路の記に、いにしへ此わたり入海にてありしよし、里人の云へるを聞きて

百舟を泊てし新津の兩影は、稻葉の波に今も浮べり。

と詠じけるも畢竟臆説のみ、古津新津の西北は地勢急にして信濃川に至る。

其の間に小戸、大鹿、覺路津の諸村あれど、皆近世の新田なれば、しか想像

せらるゝか、然れども凡卑低の野は、人口寡少の往昔に、耕作せられざるを

常とす。且つ津の字を假れる地名なればとて、直に上古の津泊港灣と想ふは

甚だ非なり、猶考ふべし。

と、然り大に考ふるの必要あり、無論『津の字を假れる地名なればとて、直に

上古の港灣なりと想ふは』早計なりと雖も、單に『凡そ卑低の野は人口寡少の

往古に、耕作せられざるを普通となすが故に』と云ふ、理窟のみにて里人の傳

説を非定して、港灣に非ずと論ずるも、亦早計の譏謗を免れまい。此の地も港

に非ず、次の新津も港に非すと、二ヶ處も三ヶ處までも、一氣に否定し去る

のは如何か。二ヶ處まで殆んど近き地點に、津の字を冠れる名稱の存するには

何等かの理由ありと、見做すべきが當然ではあるまいか。殊に古津に對しての

新津と云ふ、明かに新古の區別を以て、開發を前後のまでも表示する以上、決

して意義なき地名と云ふ事は能ない、殊に古津より其の高地を新津へ引ける一

線上、程島と云ふ大字ありて、同地名辭書に

程島。金津村の大字とす、此の里の丘上に畜生が原と稱する邊、太古の土器

並に石器を拾ふべし(人類學會雜誌)

と記せり。是れ往古夷族の占居せる土地にして、實に私達の研究せる結果より

するも、石器時代の海岸線である。而して新津町の高度は七米乃至八九米の土

古津は延
喜式時代
の要港

地なるが故に、延喜式以前には未だ地形を、水面に現はしては居らない。其の開發は鎌倉時代初期の前後であつたろうと想はれる。従つて延喜式以前は古津の地が、信濃川溪谷の東南岸に於ける、要港であると推定し得るのである。地形から謂つても古津は、單に水中へ突出せる岬の端に非ずして、東嶋西島と相對し、自ら良港灣の姿をなして居るではないか。

第卅八節 和南美水門

哀仁帝の朝山邊之大鶴が、此の國へ下つて鶴を捕へた話は、果して事實たりや否や、太田亮氏の資料叢書越後佐渡に、「これは唯鳥取部分布の起原を説明せんとして、起つた傳説に過ぎまい、和南美の地は此國以外、因幡にも但馬(和南美神社)にも存在してゐて、皆鳥取部の住居した事から起つた地名と思はれる」と説いてあるが。或は其れが眞實であるかも知れない。先づ記紀の文を抜いて見よう。

古事記垂仁段、爾遺山邊之大鶴、鈴取其鳥、故是人追尋其跡、自木國到同針

記紀の文章

國、亦追越稻羽國、卽到丹波國多遲麻國、追廻東方到近淡海國、乃越三野國、自尾張國傳以、追科野國、遂追到高志國而、於和南美之水門張網、取其鳥而持上獻、故號其水門謂和南美之水門也。

書記垂仁廿三年冬十月中旬、於是鳥取造祖大湯河枝舉奏言、臣必捕而獻、卽天皇勅湯河枝舉曰、汝獻是鳥必敦賞矣、時湯河枝舉遠望鵠飛之方、追尋詣、出雲而捕獲、式曰得于但馬國。

記紀の文章には詳畧の別あれど、地名人名に多少の差はあれど、事實は同一であるから、取鳥部が此の時代、既に當國にも置かれた事と思はれる。然らば所謂和南美の水門とは果して何處であらう。單なる一地名の明瞭なると不明確なるとは、大局の上から見る時、さしたる影響なきが如しと雖も、鳥取部の設置は當時として、必ずしも些細の小事ではないのである。先づ例の地名辭書に曰く

鳥取部の設置

和納と
南美と

和納。今和納村と云ふ吉田の北にして同じく西川の右岸とす。或る説に和南美之水門とある港は、此和納なるべし云々。其の和納は竊網ソチアミと相通ひ、地勢又澤國水郷、鴻雁鵠鶴も多く住止したり、と思はるゝなれば理由正大也。魚沼郡にも和南津と云ふ里あり、同事を引説すれど、其地名の解釋に於て稍直截ならず云々

とあり、其和南津の條に於ては

和南津。堀之内の西一里半、魚沼川の左岸曲折して、信濃川に會流する邊に當る。國人近時説を成して曰く、此は古事記に見ゆる和南美之美門なりと、とある。又地理誌料にも

魚沼郡刺母郷、越後志云、和南津。即和南美水門

とあつて和南津説に賛成を表して居る。吉田博士が和納を其の地なりとなし、論據として竊網の和納に通ひるを挙げ、水澤の地鵠雁の多かるべき地形より説

道順から
観たる和
南津

かれたるにも道理はある。然し古事記の記載から、設置の経路を見ると、尾張から科野を経て高志へ入つて居る。此の徑路即ち設置の順序と見れば、先づ信濃から、次に越後に置かれた事となる。従つて信濃路からの通路よりするも、三國越をして魚沼川に沿ひ、信濃川と合流の水澤地、和南津あたりに、鳥取部の占居を定めたと見るより、寧ろ一層自然ではあるまいか。和納がワナアミに通ふなら、殆んど同一程度に於て、和南津もワナアミに通じて居るではあるまいか。

第二は水門の意義である、水門は湊と同一意味なりとすれば、和多抄。湊。説文云、湊水上人所會也、音奏。とあるが故に、今日の湊とは多少異なり、必ずしもミナトを指すのでは無く、水上人の會する所なればよいのである。さうすれば和南津の地が、魚沼信濃兩

現在の和納は水中にあり

川の合流點にして、寧ろ和納よりも有利の地形に在る。が私達の研究によれば現在の和納は當時未だ水中に沈んで居る筈である。故に若し其の地方高地にあつた地名が、段々陸地の發達するに連れ、現在の地に轉泊せられたものと爲さざる限り、和納の説に賛同し能はぬのである。

第卅九節 延喜式蒲原津とは何處か

當國の歴史的地理上、延喜式に所謂蒲

原津の所在地如何は、よほど重大な問題である。同式第二十六主税上に

越後國陸路百五浦原津湊、漕致賀、船貫。石別二束六把。操抄七十五海路東浦原津湊、水手四十五束。但網水手人別漕八石。自餘准越前國。

とあり、當國に於ける海運の基準は、實に此の蒲原津にあつたのである。が此の點に就いては從來の學者中、あまり多く論議せるを聞かぬ。蓋し既定の土地として、何等疑問を挾むべき餘地無しとせる結果か。吉田博士の地名辭書には蒲原、今沼垂町の南(?)、長峯新田の地と相夾雜して蒲原村あり、此村は延寶中まで長峰村の北、信濃會津兩川の交會に居りしが、水災の爲めに其地を

蒲原は水災多き土地

昔ながらの蒲原か

失ひ、長峰の南に移れる者とす。蒲原村は舊蒲原津と稱し、當國の名色たり

近世の初めまで猶新潟沼垂と對立し、形勢恰好の地を保ちしが云々とあり、何等の疑念も何等の躊躇もなく、昔の蒲原津が今の沼垂町在蒲原村なり、と斷定を下さるゝに於て、私達は先づ幾つかの疑問をもつて居るのである

1、近世初期より延寶まで、僅に百年乃至二百年間の短時日にも、水災の爲めに流失するような土地が、果して延喜式時代まで逆のぼる、長い七八百年間、無事に其の存在を持續し得たのであらうか?

2、小川五兵衛舊記其の他に據るも、昔の沼垂は今の王瀬(大形村物見山を中心となす一帯地)にあり、王瀬は海拔二十八米内外である。然らば沼垂と獨立して、蒲原たる地點が、あの狭少な土地に存在し得たか?

3、全然信用は爲難きも、参考の爲め康平三年及寛治の古代地圖を見ても、蒲原なる地名、寧ろ津(今日の古津)の背後に當り、金津村と共に見ゆれ

蒲原津は今の古津

ど、沼垂島(當時の)附近に無い。以上の三點だけでも、吉田博士の説に賛成する事は出来ない。寧ろ今の古津を以て蒲原津でないかと思ふものである。其の理由如何土著の言に依りて信ずる。余の研究の結果、現在の蒲原村は未だ水上に現はれてゐなかつたと信ずる。

- 1、余の研究の結果、現在の蒲原村は未だ水上に現はれてゐなかつたと信ずる。
- 2、古津は古よりの名稱に非ず、新津の開発後、其の對稱上の命名であらう。
- 3、今の大蒲原村一帯の地は、往古は單に蒲原と稱せし事疑なく、沼垂附近に蒲原村出でし爲め、區別上以前からの土地に大の字を附したるものがあるまいか。
- 4、里人の口碑に、昔西蒲原郡より赤塚以北、沼垂河渡の地に至るまで七里の間に濃川の灣曲汎濫して、洲渚島汀紛雜す(此狀より察すれば、往古と云ひと、早くとも約八九百年前後か)。故に赤塚より船にて沼垂濱へ渡航するを七里渡と云ひり。

と、往古渡海は、其の七里渡より内海へ入り、蒲原の高地を望み、古の古津へ着きたるが故に、蒲原津と呼びたるものとして、不都合か？

第九章 地名と開發前後の豫想

第四十節 市と門前 第四十一節 條と保 第四十二節 土豪と館
村及び城下町の發達

第四十節 市と門前 當國地圖を一見すれば至る處、二日市三日市又は門前なる地名の多きに、心づくであらう。越後風俗志(第二輯)に、越後風俗考(永録頃の寫本)を引用して、『當國中市の立つ處、即ち其の日を冠して市又は町と名づけし由、例へば二日市三日町の如きものなり。永正の頃は何日市何日町等凡そ百二十ヶ所もあり、追々地方の轉變により、近世多く其の名を改めしもの

越後風俗考と市村

『如し』と云ふて居る。以前は其の数が如何に多かつたか。單に永正の昔日のみならず、かゝる名稱の地中、早きものは開發の順序、第二期に屬するものである。無論同一市場の地でも、町と云ひ市と云ふには時代の差別あり、町は比較的新らしくして市の地名が古い。

我が朝では神代の昔から、既に天の高市の名があり、海柘榴市、輕の市、餌香市などの名も古く見えて居る。一定の場處に生産者が、各自の生産物を持ち寄つて、他の需用者に提供し、自己の需用する物品と交換せる事は、太古からあつた事であらう。比較的智力の進歩し居れる天孫人種にのみ限らず、夷狄の間にも、物々交換のありし事は世界共通であり、今日尙其の實際を、臺灣の蕃界に見得るのである。日本書紀用明帝、六年三月條に

阿部臣を遣はし、船二百艘を率ゐて肅慎國を討たしむ。阿部臣陸奥蝦夷を以て己の船に乘らしめ、大河の淵に到る。是に渡島の蝦夷一千餘、海畔に屯衆

古代の商行爲

夷狹間の物々交換

し河に向つて營す。營中の二人進み急に叫んで曰く。肅慎の船師多く來りて、將に我等を殺さんとす、故に河を渡りて仕官せんと願ふ。阿部臣船を遣はして兩箇の蝦夷を呼び、賊の隠るる所と其の船數とを問ふ。兩箇の蝦夷即ち隠るる所を指して曰く、船二十餘艘ありと、即ち使を遣はして喚ぶ、而れども營來らず何部臣乃ち綵帛、兵鏑等を海畔に積みて貧嗜せしむ。肅慎乃ち船師を陳ね、羽を木に繋ぎ舉げて旗となし、棹を齋へ近き來つて淺處に停り、一船の裏より二の老翁を出し、熟ら積める綵帛等の物を視て、便ち單衫を着換へ、各々布一端を提げ船に乗りて還り去る、俄くして老翁更に來り、換へたる衫を脱ぎ置き、並びに提げたる布を置き、船に乗りて退く。阿部臣數船を遣りて喚ばしむれども、來る事を肯せず、幣路辨島に復りぬ。食頃ありて和せんと乞ふ、遂に肯聽ず、己が柵に據りて戦ふ云々。

地名と開發前後の豫想

朝に入つては、京都市中に東西の市を立て、市司を置いて管理せしむる事となつた。

抑も氏族を社會の單位とせる我國の上代にあつては、部落民の生活の中心が常に其の氏族の保護神である氏神社に存してゐた事は勿論である。従つて上代の市場が、神社關係の地に在つたのも自然である。古事記に見えし大和高市の市場は、鴨事代主神社の附近にあり、十市の市場は畝火山の東北、御縣神社の境内に置かれてあつたと云ふ。マチなる語義が、日待、月待、庚甲待のマチと同じく、祭(マツリ)からの轉訛たる點から、考察しても明らかである。故に市と云ふ文字の附く土地の中、古い神社の所在地、又は其の附近に存在するものが第一に古くして、同時に其の地方は往古よりの開發に屬する土地であると云ひよう。是れを實際當國の地圖に照合して見れば

神社と市場

市村と式内神社

岩船郡岩船町字三日市 附近に式内岩船神社あり
同 郡佐邊利村字四日市 式内河内神社に近し
古志郡六日市村字六日市は三宅神社
南魚沼郡鹽澤村字一日市は坂本神社

と云ふやうな關係がある。尙頸城三島其他にも、何々市と名のついた古村、嘗て存在せりと信せらるゝけれど、其の後の交通又は變化の頻縮なりし爲めにいつしか舊稱廢れて、新名に變つたのではあるまいか。次は門前町である。佛閣が神社の所在地と共に、人口の集中と大關係ある事は、誰人と雖も否み能はざる事實である。交通の便利な時代となつては、十里二十里を往復するに、何等の痛苦を感せず、従つて其の關係も次第にうすらいて來たけれども、上代になればなるほど、神社佛閣對地方文化の關係は密接なるものであつた。其の祭禮や供養は、近在近郷の住民を吸收するに、充分な權

威をもつてゐた。而して人々の集中點は、又商人商家の養眼點であるから、寺社のある所必ず門前町を成さずには措かなかつたのである。勿論今の如く戸數千二千と數ふるほどの町ではなかつたにせよ、兎に角其の時代に於て、比較的密集部落を形成した事は、確であると云はなければならぬ。字治拾遺物語五ノ十に、山城愛宕郡一乘寺の僧正増譽が、生佛と崇められ

其の坊は一二町ばかりよりひしめきて、田樂猿樂などひしめき、隨身衛府のを、このなどもなど、出入りひしめく。物賣とも入來て、鞍大刀さまざまの物を賣るを、かれがいふままに價をたひければ、市をなしてぞ集ひけるとあり、今昔物語にも

今昔池の尾と云ふ所に、禪智内供と云ふ僧住き。身淨くて眞言など吉く習て懃に行法を修してありければ、池の尾の堂塔僧房など、露荒たる處なく、常燈佛聖なども不絶して、折節の僧供、寺の講説など滋く行はせければ、寺の

門前の賑

内に僧坊なく住賑はひけり。此く榮ゆる者なれば、其の邊に住む小家共あまた出來し、郷も賑はひけり

等とあるのを見ても、大なる寺や名高い知識の住む門前は、唯それのみで早く發達したものと見える。

當國の地圖を開いても、門前の地名幾十となく出て地るが、其の附近には必ず寺が存在して居るのである。中には早く荒廢して名目のみ残つてるものも無いではないが、今も従前の如く名利大坊として榮ひて居るものもある。中蒲原郡慈光寺の門前村、岩船郡耕雲寺の門前村の如き、最も適切なる一例であらう勿論門前も市と等しく、中には案外新しい土地があるかも知れない。然し大体に於ては古いのである。土地開發の順序から言つたなら、丑首の地式社所在の地を、第一期とすれば、第二期に屬すると見て、多くの不都合なしと思ふのである。

第四十一節 條と保

土地開發の第一期第二期が、神社佛閣所在の地と、離すべからざる關係のある事は、前節既に述べし如くである。次に來る第三期は行政區劃を中心に發達せる時代である。社寺に附屬して發達せる市場は、奈良朝に國府郡家の地か、或は指定せられ或は移動せる結果、かなり大きな盛衰を免れなかつたのである。それは國府や郡家の地は、從來の神社關係から離れて専ら便宜の地を選擇したからである。無論社寺を中心として、形勢せられた郷村を、全然無視し、葦原の真中などに置きしにはあらで、既に相當發達し居れる邑里を、撰擇せるものであらうから、國府郡家の設置が、直ちに他の郷村の盛衰を來せり、とは斷言し難いけれど、神社中心の部落は政治的、經濟的と云ふよりも、寧ろ宗教的約束の下に出來たものであるから、一の新制度の影響は、蓋し尠なく無かつたに相違ないのである。

然らば國府郡家を中心として發達せる土地は、現在何等かの名残りを留めて

社會活動
中心の變動

莊園政治

居るのであるらうか。僅か其の跡を地名に残して居るのみで、今國史大辭典に從ひば、日本國中、現在尙繁榮し居る國府の遺跡は、信州の松本と播磨の姫路の二市に、過ぎないと云ふのである。殊に郡家の所在地に至つては、殆んど五里霧中と言つてもよい。即ち平安朝の中葉から、朝權次第に衰微するに連れ、郡家及び其の所在地は敗類して、莊園中心の時代が出現せる結果である。莊園政治は不統一な制度である、全土を國郡に別ち、改權一途より出づるに非ずして、一莊園の領域には非常に大小の差異があり、各莊園は所領者の都合上、政治の中心を定め、敢て地形上の是非などを、顧慮してはゐなかつたのである。故に國府郡家の所在地は、政所や公文所の移動と共に、遠慮なく廢止せられた。が莊園制度に伴ひ、發達せる土地又は市場は、其の制度の崩壞に會つても、往昔神社附屬の土地が、國府郡縣の出現により、大影響を受けしとは異なり、政度の中心地が既に立派な發達を遂げてゐた爲め、制度の上では崩れて

も、在來の繁榮を持續し得たようである。が郡縣制から莊園制に渡り、いろいろの變轉を經過して、兎に角今日其の名殘として跡を留めてあるのが、條の地保の地ではあるまいか。郷土開發の順序から、もつと嚴重に云ふなら、條一保の二期に別ち得るかとも思はれる。

先づ圖上條の地を探索すると、是れも完全に其の名殘れるは殆んど無し。北蒲原の地では

西條一郷一中條一の一割で、土地の高底は皆共に、海拔約二十米である。次に東西南の諸蒲原では、殆んど見あたらぬ、是れは地形上、換言すれば全くの山間地か、又は多く泥濕の地であつた結果、もどく尠なかつたのである。三島郡では

西越村一上中條一下中條
刈羽郡にあつては

北條村一北條一東條一南條

南蒲原郡

加茂町一上條一下條

等が比較的明瞭な名残りである。尙保については茲に舉示するほどもない、多く保内の名稱によつて代表せられ居るようである。

抑も條は里と併せて、斑田地の位置を指點するために設けられた、王朝時代の制度なるが、其の起原に就ては諸説一定せず、本居内遠の條里圖考帳に、『出雲風土記に、靈龜元年式によりて、里を郷と改むと云へる時、此の制起れるなるべし。さるは五十戸を里と云ひ、三十六町も里と云はむに、音訓の分ち是有り、同時に混らはしければ、里は條里の里とし、民戸の里には吏に郷と云ふ文字を用ひて、戸の方につきては郷村、土地を量る方には條里の文字を用ゆる事に定めたり』と云ひ、關根貞氏は